

厚生労働省資料

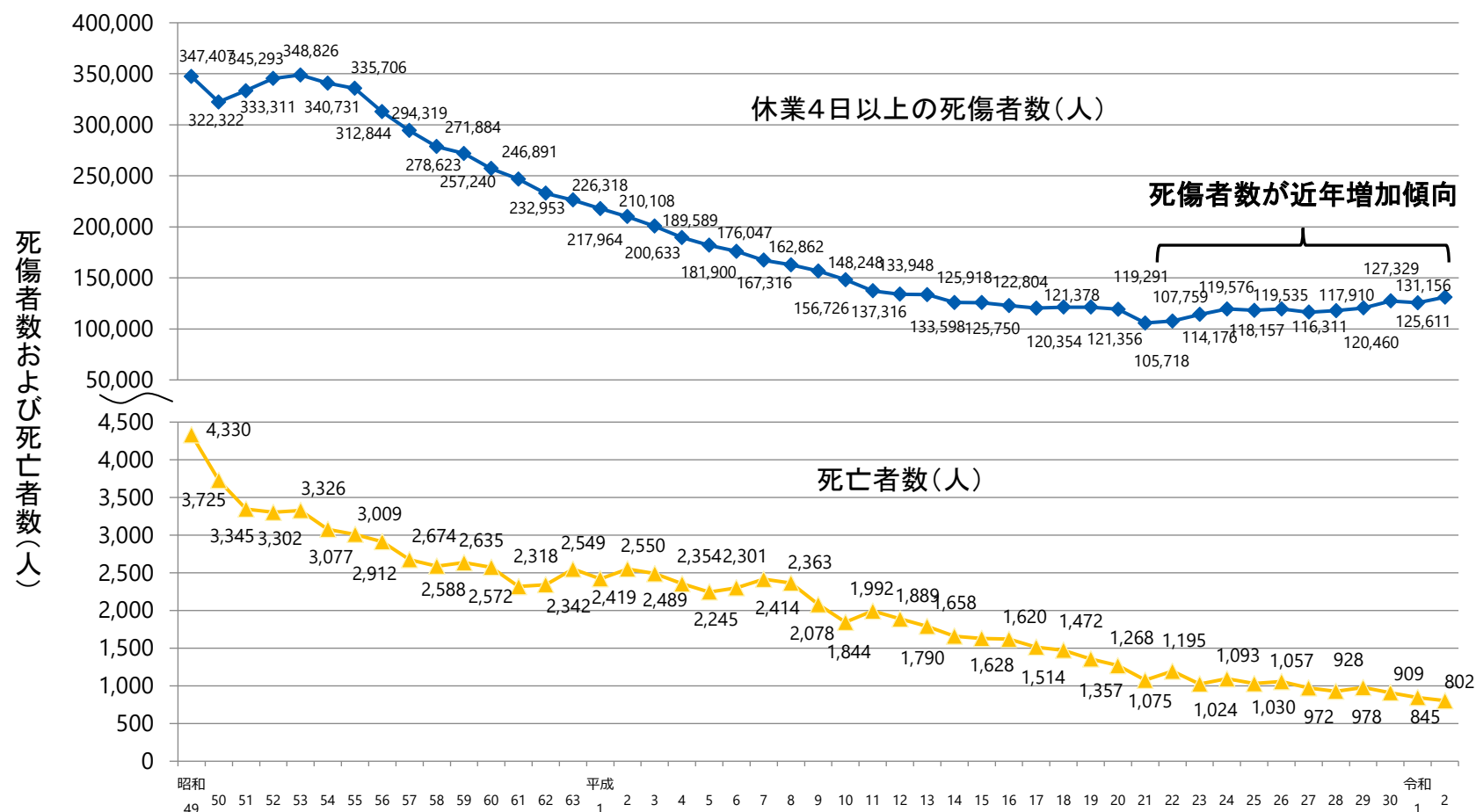
資料 4 - 1 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況・・・・・・・・・・ 1

資料 4 - 2 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策・・・・・・・・・・ 1 8

資料 4 - 3 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全確保対策実施状況調査・・ 3 2

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

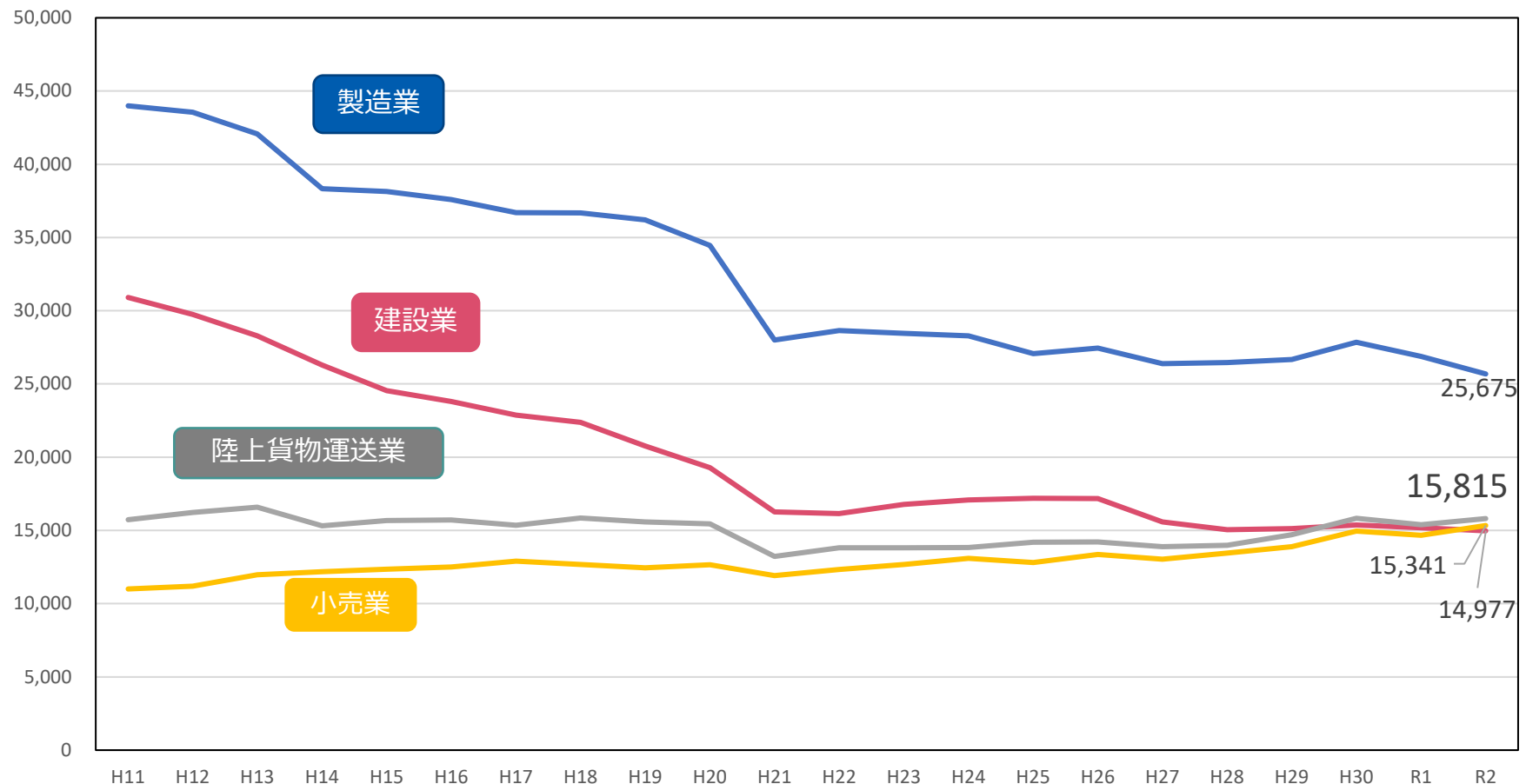
- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は802人と、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は年間約13万人と、近年増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

業種別死傷者数の推移

- 製造業、建設業の労働災害は長期的に大幅に減少しているが、陸上貨物運送事業は長期的に減少傾向が緩く、労働災害全体に占める割合が増加している。
- 近年は建設業を上回り、増加傾向にある。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告より作成

業種別死傷災害発生状況（平成22年～令和2年）

	22年(人)	23年(人)	24年(人)	25年(人)	26年(人)	27年(人)	28年(人)	29年(人)	30年(人)	令和元年 (人)	2年(人)	令和元年の増減数 (増減率)		平成22年の増減数 (増減率)	
全産業	116,733	117,958	119,576	118,157	119,535	116,311	117,910	120,460	127,329	125,611	131,156	+ 5,545人	(+ 4.4%)	+ 14,423人	(+ 12.4%)
製造業	28,643	28,457	28,291	27,077	27,452	26,391	26,454	26,674	27,842	26,873	25,675	▲1,198人	(▲4.5%)	▲2,968人	(▲10.4%)
鉱業	218	216	197	239	244	209	184	209	214	203	199	▲4人	(▲2.0%)	▲19人	(▲8.7%)
建設業	16,143	16,773	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,977	▲206人	(▲1.4%)	▲1,166人	(▲7.2%)
交通運輸事業	3,079	3,074	3,137	3,209	3,348	3,256	3,340	3,314	3,407	3,147	2,706	▲441人	(▲14.0%)	▲373人	(▲12.1%)
陸上貨物運送事業	13,815	13,820	13,834	14,190	14,210	13,885	13,977	14,706	15,818	15,382	15,815	+ 433人	(+ 2.8%)	+ 2,000人	(+ 14.5%)
港湾運送業	353	363	344	296	349	284	286	331	330	376	330	▲46人	(▲12.2%)	▲23人	(▲6.5%)
林業	2,363	2,219	1,897	1,723	1,611	1,619	1,561	1,314	1,342	1,248	1,275	+ 27人	(+ 2.2%)	▲1,088人	(▲46.0%)
農業・畜産・水産業	2,799	2,793	2,953	2,814	2,752	2,775	2,770	2,781	2,949	2,991	3,220	+ 229人	(+ 7.7%)	+ 421人	(+ 15.0%)
商業	16,211	16,652	17,218	16,836	17,505	17,150	17,693	18,270	19,744	19,434	20,169	+ 735人	(+ 3.8%)	+ 3,958人	(+ 24.4%)
うち小売業	12,329	12,680	13,099	12,808	13,365	13,030	13,444	13,881	14,947	14,666	15,341	+ 675人	(+ 4.6%)	+ 3,012人	(+ 24.4%)
金融・広告	1,446	1,471	1,454	1,339	1,277	1,270	1,366	1,419	1,304	1,279	1,185	▲94人	(▲7.3%)	▲261人	(▲18.0%)
通信	2,986	2,834	2,860	2,513	2,469	2,220	2,396	2,393	2,523	2,252	2,362	+ 110人	(+ 4.9%)	▲624人	(▲20.9%)
保健衛生業	8,531	9,025	9,635	9,964	10,342	10,708	11,513	12,106	13,208	13,559	20,286	+ 6,727人	(+ 49.6%)	+ 11,755人	(+ 137.8%)
うち社会福祉施設	5,533	5,900	6,480	6,831	7,224	7,597	8,281	8,738	9,545	10,045	13,267	+ 3,222人	(+ 32.1%)	+ 7,734人	(+ 139.8%)
接客・娯楽	7,945	7,974	8,268	8,148	8,213	8,453	8,489	8,621	9,110	9,345	8,242	▲1,103人	(▲11.8%)	+ 297人	(+ 3.7%)
うち飲食店	4,021	4,150	4,375	4,416	4,477	4,687	4,791	4,721	5,015	5,141	4,953	▲188人	(▲3.7%)	+ 932人	(+ 23.2%)
清掃・と畜	5,768	5,789	5,772	6,037	5,989	5,834	6,018	5,953	6,450	6,617	6,781	+ 164人	(+ 2.5%)	+ 1,013人	(+ 17.6%)
警備業	1,324	1,306	1,349	1,420	1,386	1,401	1,472	1,603	1,760	1,698	1,792	+ 94人	(+ 5.5%)	+ 468人	(+ 35.3%)
その他	5,109	5,192	5,294	5,163	5,204	5,272	5,333	5,637	5,954	6,024	6,142	+ 118人	(+ 2.0%)	+ 1,033人	(+ 20.2%)

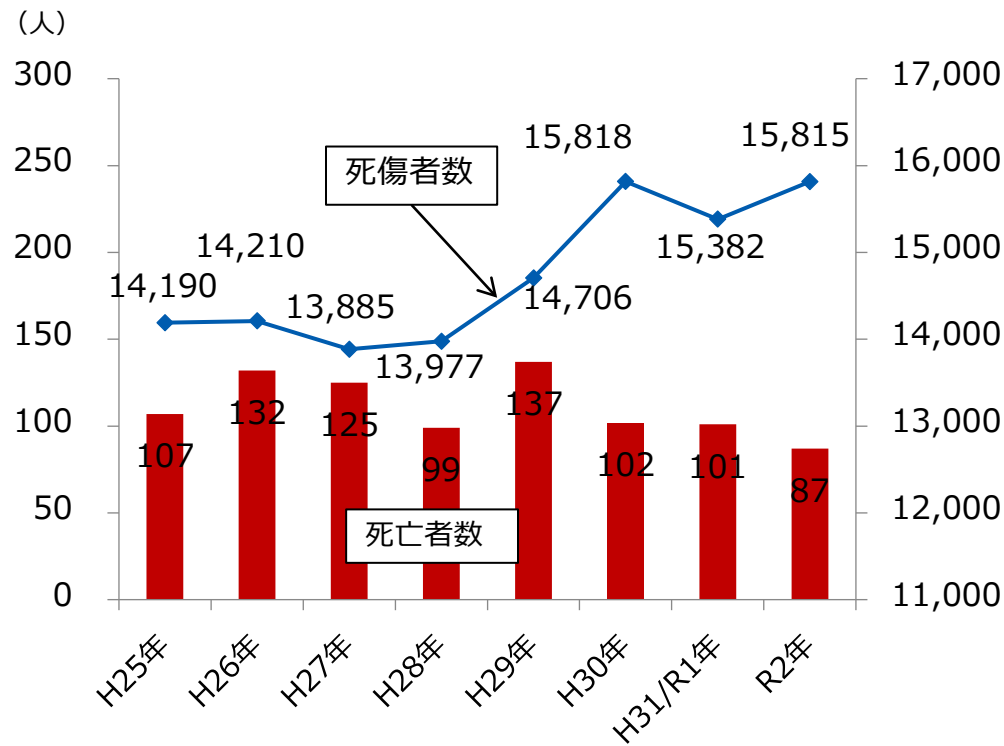
業種別死亡災害発生状況（平成22年～令和2年）

	22年(人)	23年(人)	24年(人)	25年(人)	26年(人)	27年(人)	28年(人)	29年(人)	30年(人)	令和元年 (人)	2年(人)	令和元年の増減数 (増減率)		平成22年の増減数 (増減率)	
全産業	1,195	1,024	1,093	1,030	1,057	972	928	978	909	845	802	▲43人	(▲5.1%)	▲393人	(▲32.9%)
製造業	211	182	199	201	180	160	177	160	183	141	136	▲5人	(▲3.5%)	▲75人	(▲35.5%)
鉱業	5	11	6	8	13	10	7	13	2	10	8	▲2人	(▲20.0%)	+3人	(+60.0%)
建設業	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269	258	▲11人	(▲4.1%)	▲107人	(▲29.3%)
交通運輸事業	22	17	13	16	17	22	16	18	16	14	12	▲2人	(▲14.3%)	▲10人	(▲45.5%)
陸上貨物運送事業	154	129	134	107	132	125	99	137	102	101	87	▲14人	(▲13.9%)	▲67人	(▲43.5%)
港湾運送業	5	10	5	6	5	8	10	8	4	7	4	▲3人	(▲42.9%)	▲1人	(▲20.0%)
林業	59	38	37	39	42	38	41	40	31	33	36	+3人	(+9.1%)	▲23人	(▲39.0%)
農業・畜産・水産業	54	36	35	29	32	34	36	35	19	30	36	+6人	(+20.0%)	▲18人	(▲33.3%)
商業	118	100	117	93	103	92	92	92	78	65	74	+9人	(+13.8%)	▲44人	(▲37.3%)
うち小売業	81	62	71	59	66	58	59	62	52	43	52	+9人	(+20.9%)	▲29人	(▲35.8%)
金融・広告	8	8	10	6	2	5	8	4	4	4	4	±0人	(±0.0%)	▲4人	(▲50.0%)
通信	6	6	9	3	5	5	3	3	5	5	4	▲1人	(▲20.0%)	▲2人	(▲33.3%)
保健衛生業	8	13	11	13	13	8	13	6	13	11	11	±0人	(±0.0%)	+3人	(+37.5%)
うち社会福祉施設	5	6	8	10	8	7	11	4	9	8	7	▲1人	(▲12.5%)	+2人	(+40.0%)
接客・娯楽	30	17	23	25	19	14	14	20	20	21	13	▲8人	(▲38.1%)	▲17人	(▲56.7%)
うち飲食店	2	7	9	3	6	5	2	7	5	2	6	+4人	(+200.0%)	+4人	(+200.0%)
清掃・と畜	62	37	47	49	53	41	41	44	49	46	48	+2人	(+4.3%)	▲14人	(▲22.6%)
警備業	31	26	27	35	16	29	23	33	31	21	28	+7人	(+33.3%)	▲3人	(▲9.7%)
その他	57	52	53	58	48	54	54	42	43	67	43	▲24人	(▲35.8%)	▲14人	(▲24.6%)

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

- 死亡者数は増減を繰り返して高止まりにある。死傷者数は増加傾向にある。
- 令和2年の災害発生率（1,000人当たりの災害発生人数）は、前年から0.39ポイント増加している。
製造業（2.61）、建設業（4.48）と比べても大幅に高い。

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移



陸上貨物運送事業における災害発生率(死傷年千人率)

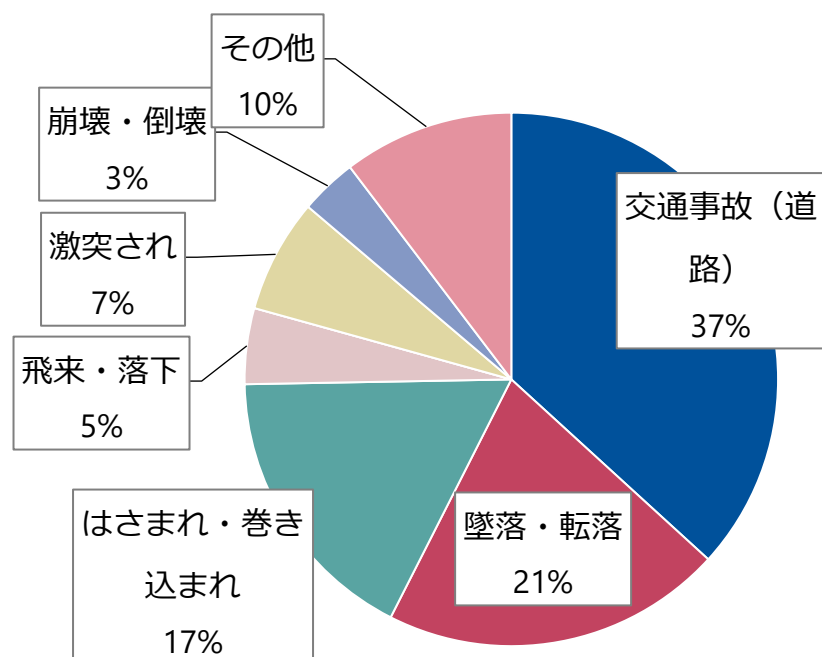


出典：死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告
災害発生率は労働力調査より集計した値により算出

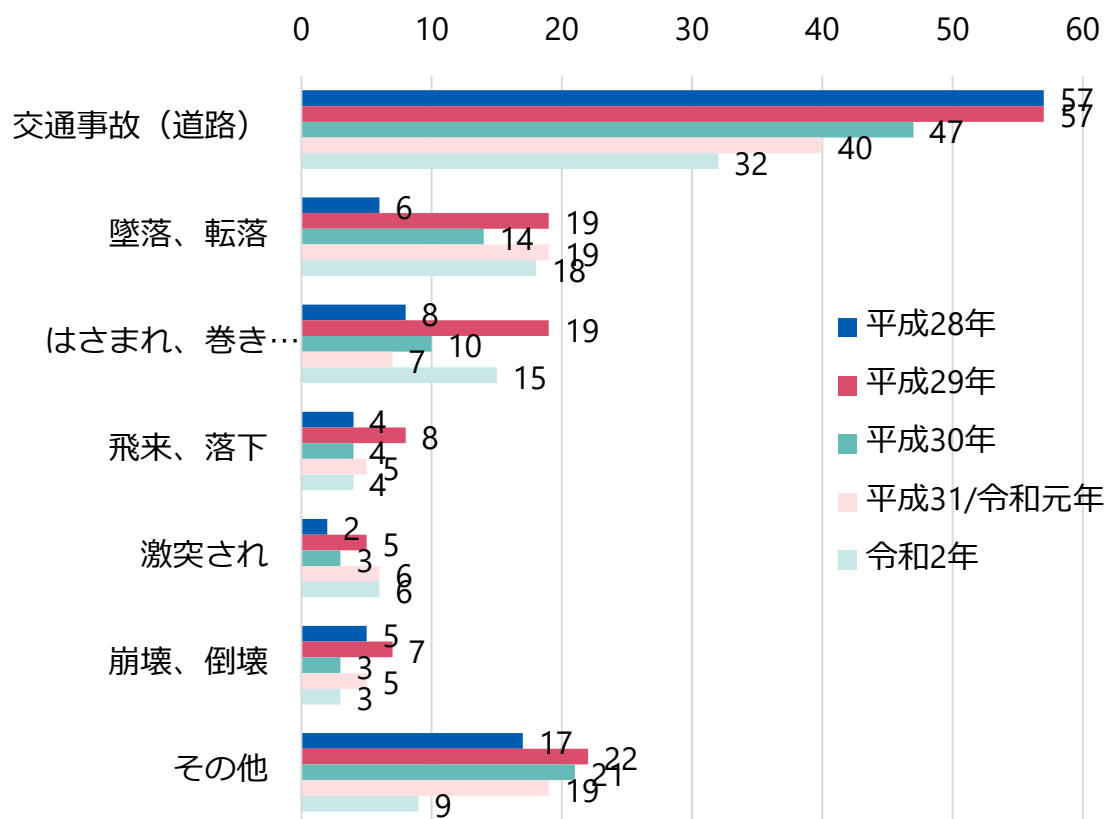
陸上貨物運送事業における死亡災害発生状況（事故の型別）

- 事故の型別死亡者数は「交通事故（道路）」が37%を占め、次いで「墜落、転落」(21%)、「はさまれ、巻き込まれ」(17%)が多く、この三つで全体の4分3を占める。
- 「交通事故（道路）」は減少傾向にあるが、「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」は増減を繰り返している。

死亡災害における事故の型別災害発生状況（令和2年）



死亡災害における事故の型別災害発生状況

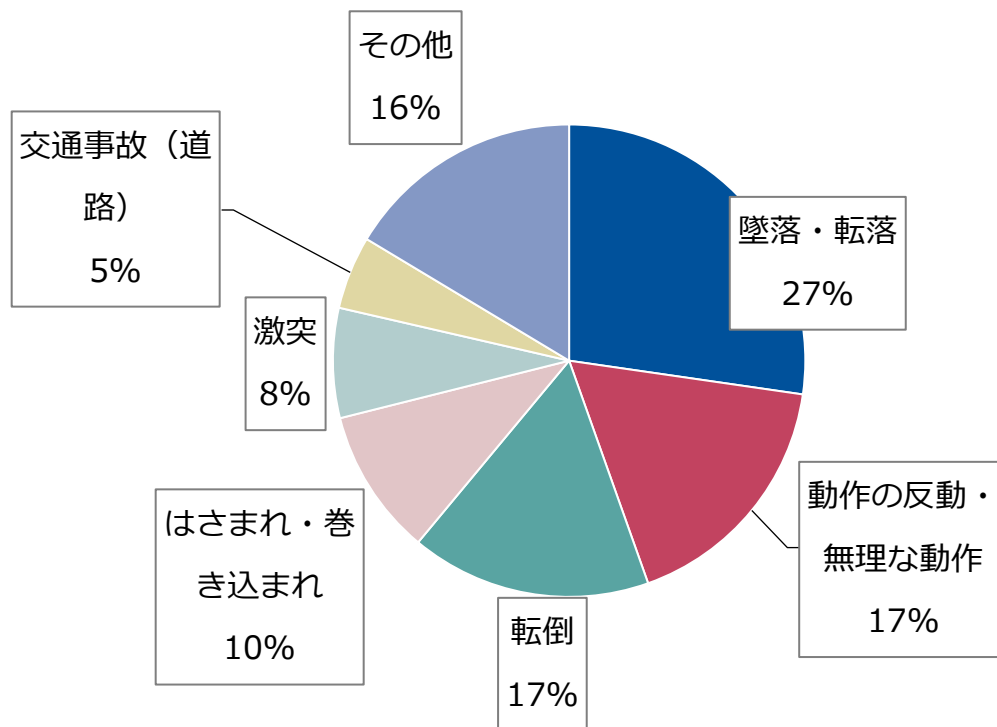


出典：死亡者数は厚生労働省安全課調べ

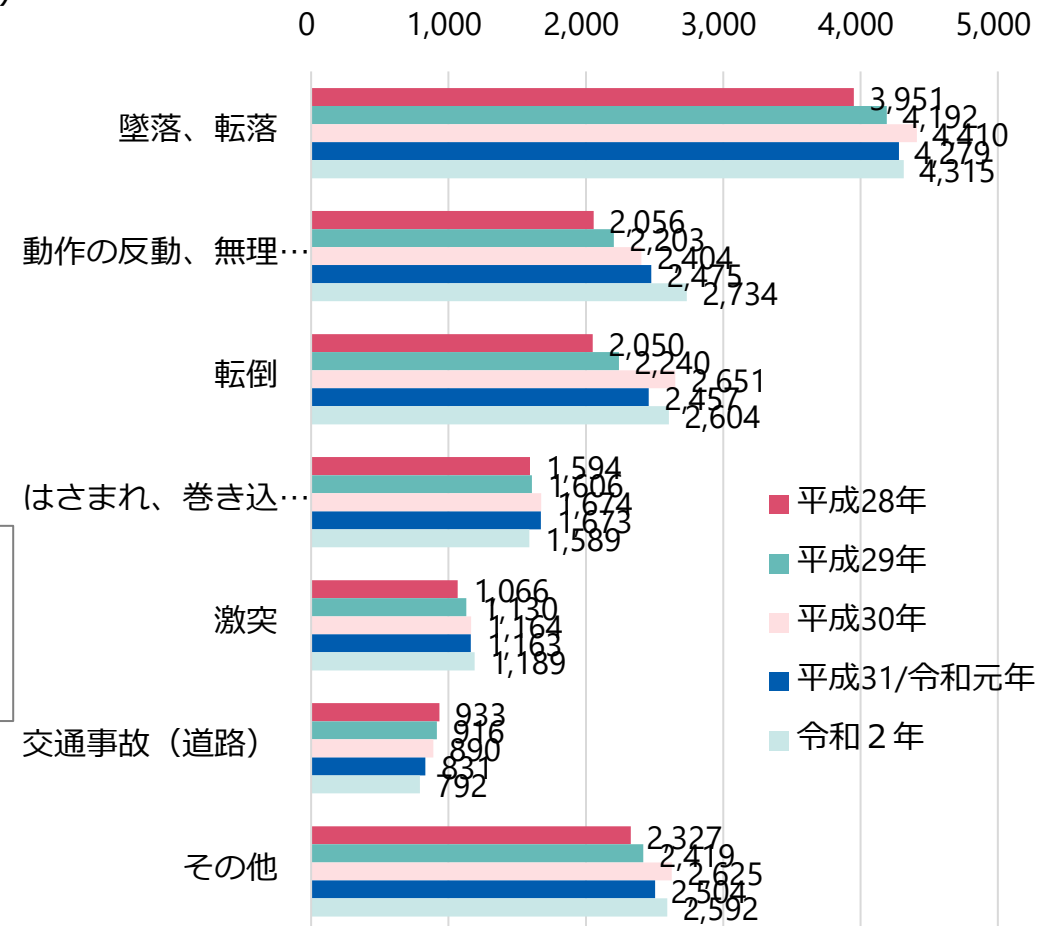
陸上貨物運送事業における死傷災害発生状況（事故の型別）

- 事故の型別では「墜落、転落」、「動作の反動・無理な動作」、「転倒」で6割を占め、増加傾向にあるが、「交通事故（道路）」は減少傾向にある。

死傷災害における事故の型別災害発生状況（令和2年）



死傷災害における事故の型別災害発生状況

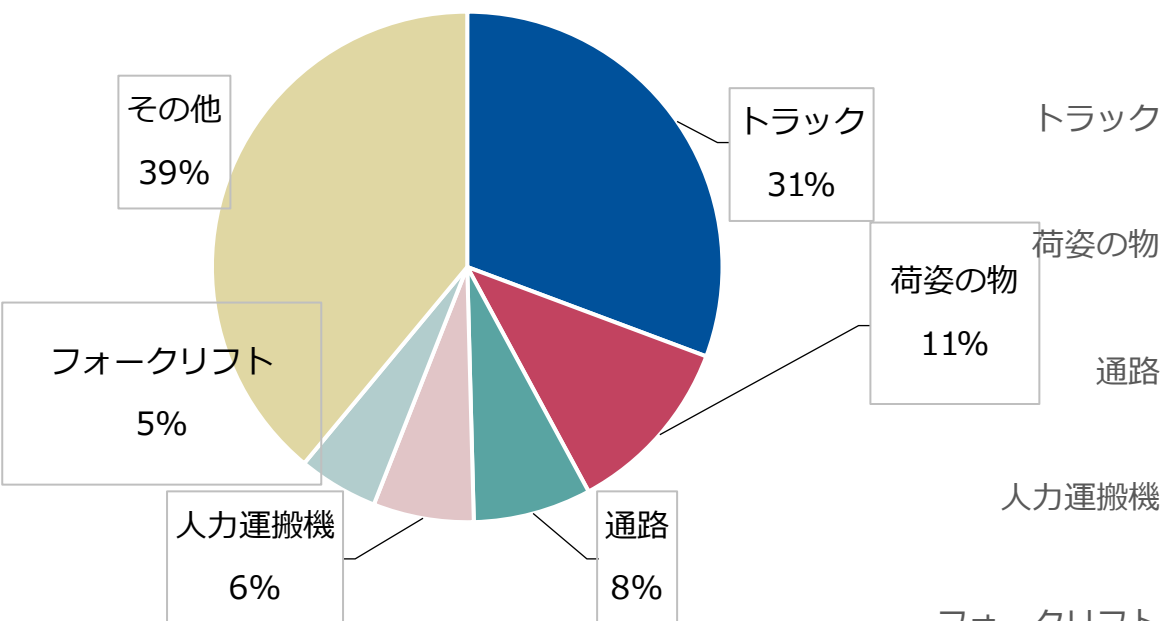


出典：死傷者数は労働者死傷病報告

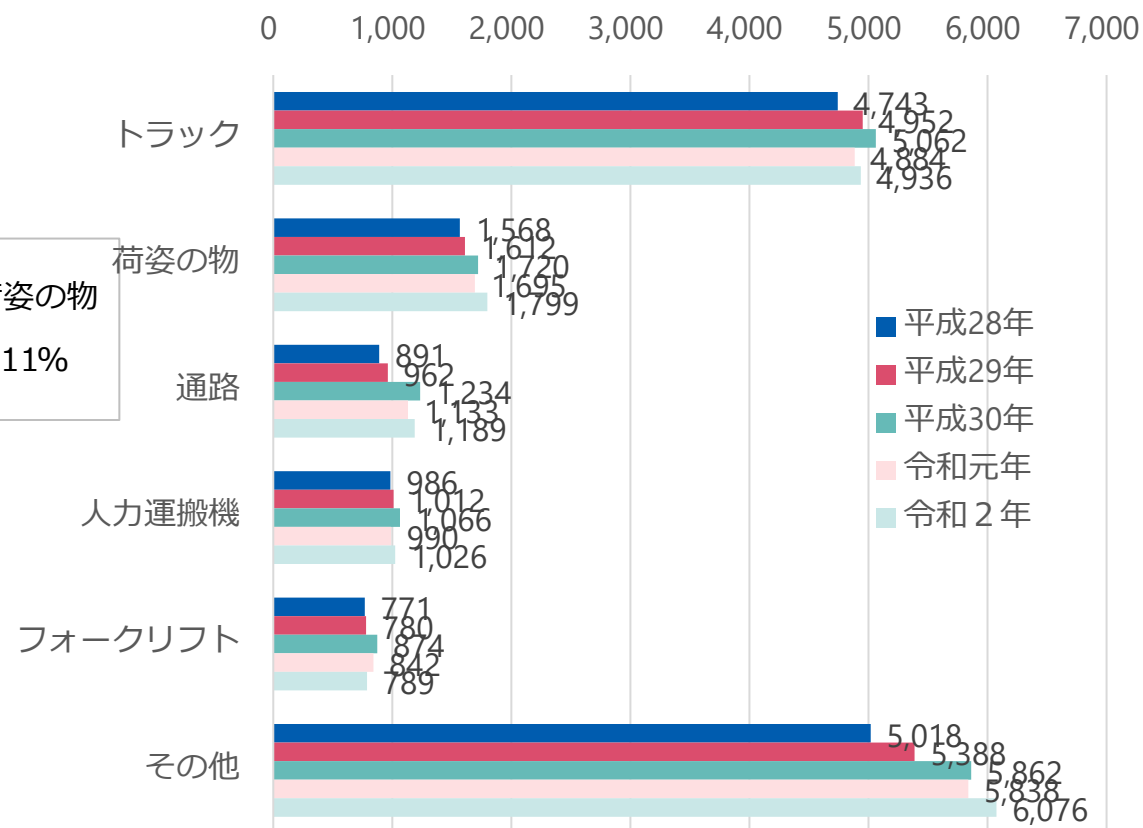
陸上貨物運送事業における死傷災害発生状況（起因物別）

- 起因物別では「トラック」による死傷者が32%を占め、次いで「荷姿の物」（11%）が多い。

死傷災害における起因物別災害発生状況（令和2年）



死傷災害における起因物別災害発生状況



出典：死傷者数は労働者死傷病報告

陸上貨物運送事業における事故の型別労働災害発生状況

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年
死亡者数		99	137	102	101	87
事故の 型別	交通事故（道路）	57	57	47	40	32
	墜落・転落	6	19	14	19	18
	はさまれ・巻き込まれ	8	19	10	7	15
	崩壊・倒壊	5	7	3	5	3
	飛来・落下	4	8	4	5	4
	激突され	2	5	3	6	6
	その他	17	22	21	19	9
死傷者数		13,977	14,706	15,818	15,382	15,815
死傷年千人率		8.17	8.4	8.89	8.55	8.94
事故の 型別	墜落・転落	3,951	4,192	4,410	4,279	4,315
	動作の反動・無理な動作	2,056	2,203	2,404	2,475	2,734
	転倒	2,050	2,240	2,651	2,457	2,604
	はさまれ・巻き込まれ	1,594	1,606	1,674	1,673	1,589
	激突	1,068	1,130	1,164	1,163	1,189
	交通事故（道路）	926	916	890	831	792
	激突され	743	802	820	855	792
	飛来・落下	778	748	762	681	695
	崩壊・倒壊	397	431	466	464	433
	その他	414	438	577	504	672
(参考) 全産業 死傷者数		117,910	120,460	127,329	125,611	131,156
(参考) 全産業 死傷年千人率		2.19	2.2	2.27	2.22	2.33

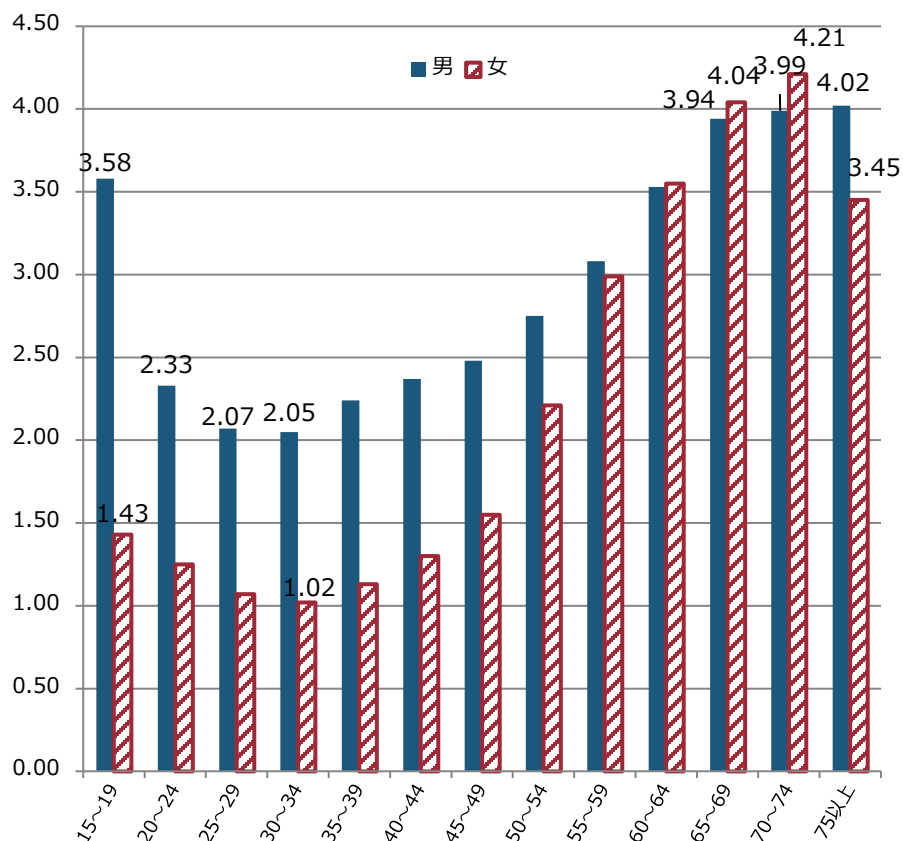
陸上貨物運送事業における起因物別労働災害発生状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年
トラック	4,743	4,952	5,062	4,884	4,936
荷姿の物	1,568	1,612	1,720	1,695	1,799
通路	891	962	1,234	1,133	1,189
人力運搬機	986	1,012	1,066	990	1,026
フォークリフト	771	780	874	842	789
起因物なし	550	635	689	824	857
階段、栈橋	439	495	537	526	572
建築物、構築物	370	398	458	367	409
乗用車、バス、バイク	370	412	434	390	342
作業床、歩み板	295	298	311	310	301
はしご等	227	272	278	310	362
その他の仮設物、建築物、構築物等	242	244	262	285	306
金属材料	256	277	275	253	201
木材、竹材	166	189	171	168	176
高温・低温環境	69	98	198	127	156
移動式クレーン	111	103	107	106	97
コンベア	97	99	105	106	109
手工具	81	74	82	86	102
機械装置	83	78	73	78	76
クレーン	76	76	74	84	67
その他	1,586	1,640	1,808	1,818	1,943

陸上貨物運送事業における年齢別・男女別・業種別の傾向

- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。
- 陸上貨物運送業は他の業種のほとんどの年齢区分で災害発生率が高い。

年齢別・男女別 千人率

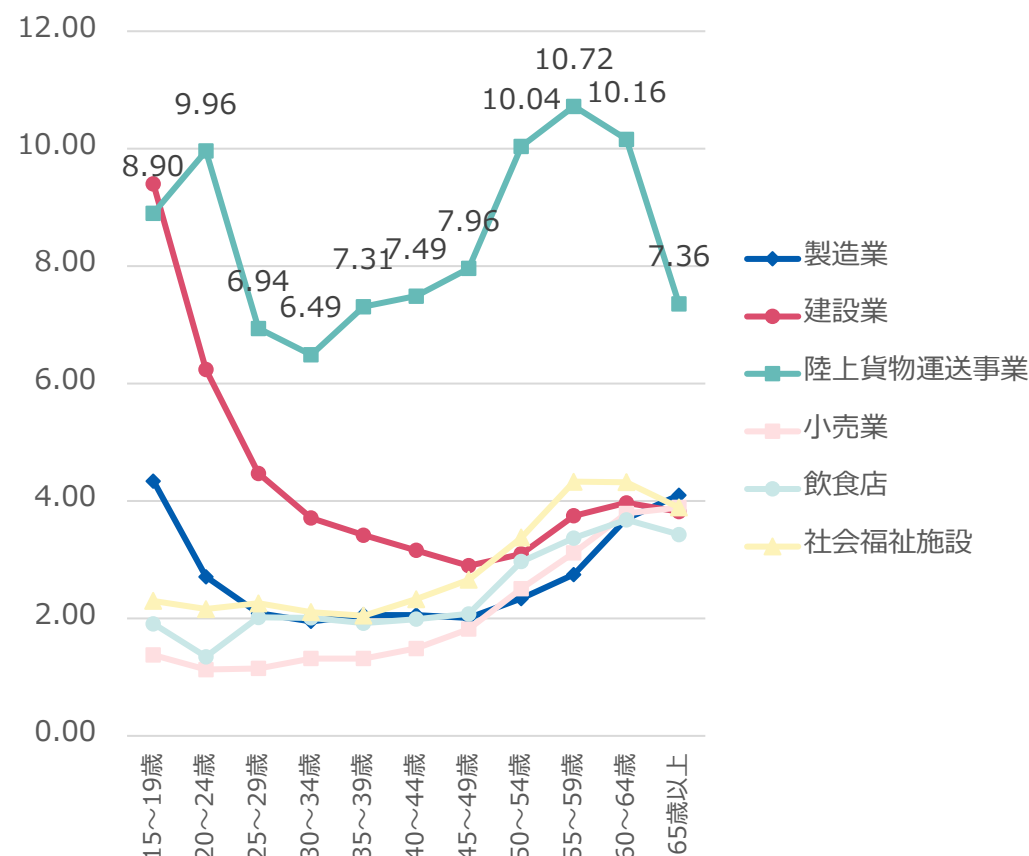


※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（令和2年）
労働力調査（基本集計・年次・2020年）

年齢別・業種別 千人率

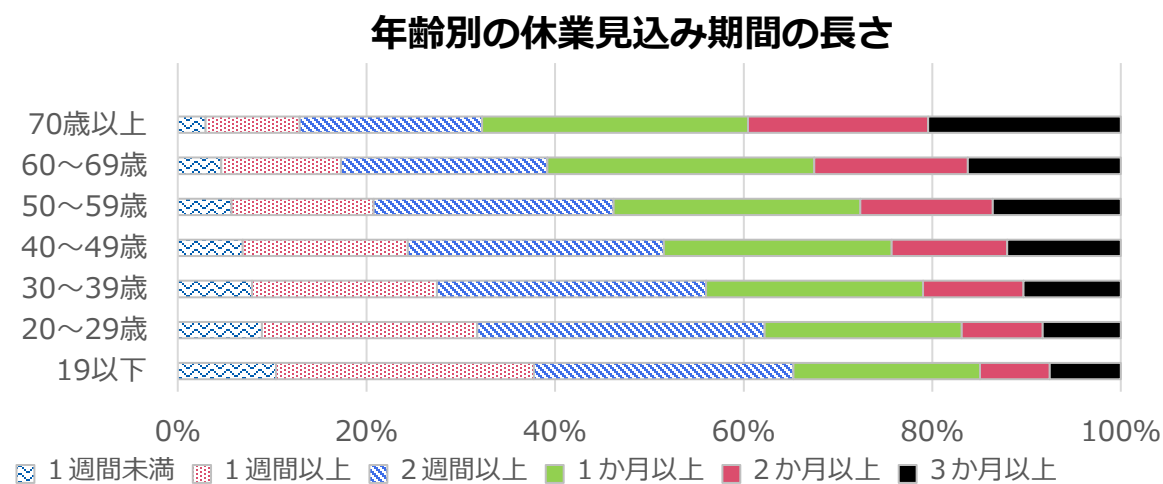
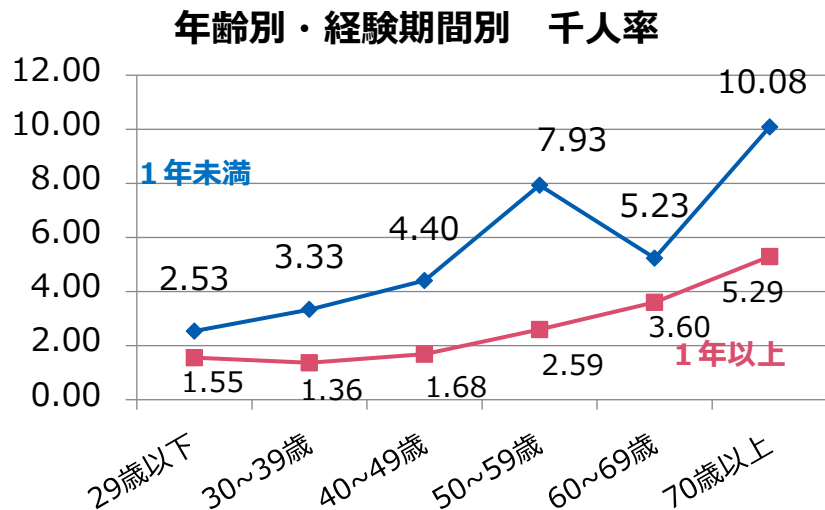
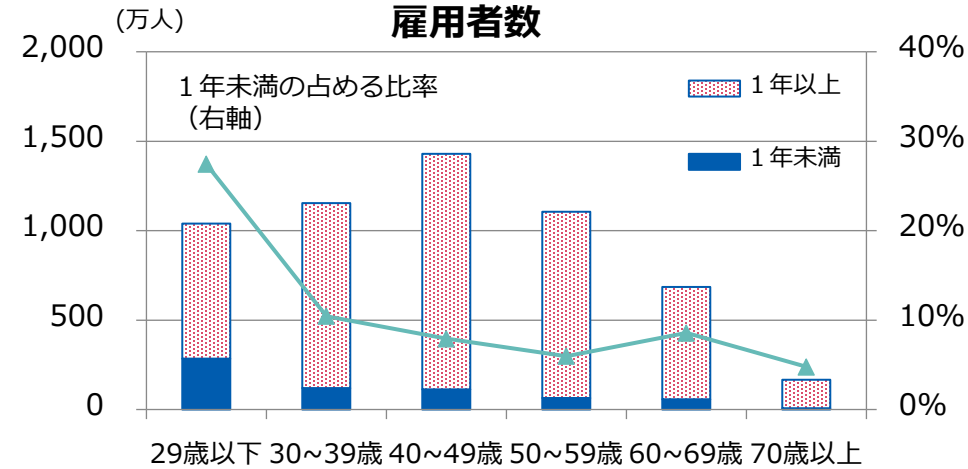
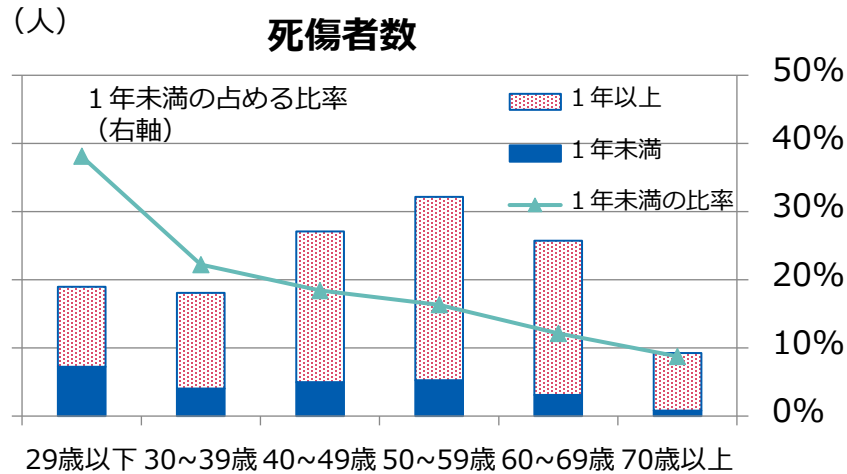


データ出所：労働者死傷病報告（令和2年）
労働力調査（基本集計・年次・2020年）

※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている

高年齢労働者の労働災害の特徴③ 年齢と経験期間の影響・休業見込み期間

- ・ 災害発生率は、全ての年齢層において**経験期間が短いと高い**。
- ・ 休業見込み期間は、**年齢が上がるにしたがって長い**。



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / その年の平均労働者数 × 1,000

データ出所:

労働者死傷病報告
就業構造基本調査

休業4日以上死傷者数 (令和2年)

全国結果 (平成29年) - 第61表 (雇用者 (会社などの役員を除く))

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況（被災者属性、災害発生場所）

- 令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出した。
- 陸上貨物運送事業における労働災害の約65%が荷役作業時に発生している。

	被災者属性（人）		荷主先等（件）		自社 （件）	その他 （不明含） （件）	件数計
	運転手	その他	積込先	荷卸先			
墜落・転落災害	156	16	58	67	21	26	172
トラック	125	8	43	55	14	21	133
その他	31	8	15	12	7	5	39
フォークリフトが関係するもの	25	15	14	8	17	1	40
クレーン（移動式クレーンを含む。）が関係するもの	14	0	5	3	1	5	14
コンベアが関係するもの	1	4	0	1	4	0	5
人力運搬機が関係するもの	38	25	7	19	29	8	63
転倒災害	63	13	16	29	19	12	76
動作の反動、無理な動作	77	35	24	44	34	10	112
その他	121	43	36	59	46	23	164
荷役災害小計	495	151	160	230	171	85	646
(%)	76.6%	23.4%	24.8%	35.6%	26.5%	13.2%	100.0%
荷役災害以外小計	248	106	21	57	130	146	354
交通事故	49	3	1	3	0	48	52
その他（交通事故以外）	199	103	20	54	130	98	302
合計（件）	743	257	181	287	301	231	1000

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況（被災者属性、災害発生場所）

令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出した。

	被災者属性（人）		荷主先等（件）		自社 （件）	その他 （不明含） （件）	件数計
	運転手	その他	積込先	荷卸先			
フォークリフトが関係するもの	25	15	14	8	17	1	40
はさまれ、巻き込まれ	15	7	8	5	9	0	22
墜落、転落	4	2	3	0	3	0	6
飛来、落下	3	0	0	2	1	0	3
激突	1	3	1	1	2	0	4
激突され	1	1	1	0	0	1	2
転倒	0	1	0	0	1	0	1
動作の反動、無理な動作	0	1	1	0	0	0	1
崩壊、倒壊	1	0	0	0	1	0	1
クレーン（移動式クレーンを含む）が関係するもの	14	0	5	3	1	5	14
激突され	5	0	3	0	0	2	5
墜落、転落	4	0	1	1	0	2	4
飛来、落下	3	0	0	2	0	1	3
転倒	1	0	1	0	0	0	1
はさまれ、巻き込まれ	1	0	0	0	1	0	1
コンベアが関係するもの	1	4	0	1	4	0	5
はさまれ、巻き込まれ	1	2	0	1	2	0	3
激突	0	1	0	0	1	0	1
激突され	0	1	0	0	1	0	1
人力運搬機が関係するもの	38	25	7	19	29	8	63
はさまれ、巻き込まれ	11	7	2	4	8	4	18
転倒	9	1	3	3	4	0	10
動作の反動、無理な動作	5	3	0	3	3	2	8
崩壊、倒壊	5	1	1	4	1	0	6
激突	2	5	0	1	5	1	7
激突され	2	5	0	2	5	0	7
墜落、転落	2	1	0	1	2	0	3
飛来、落下	2	2	1	1	1	1	4

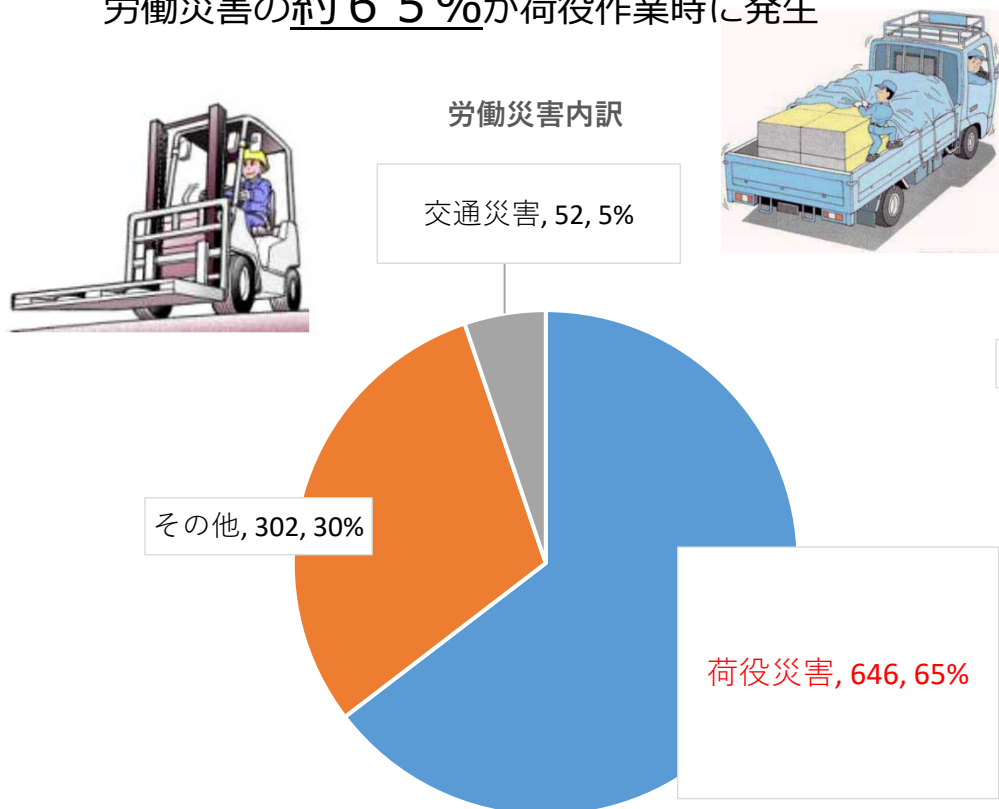
陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出した。

令和2年 労働災害の内訳

○ 陸上貨物運送事業における

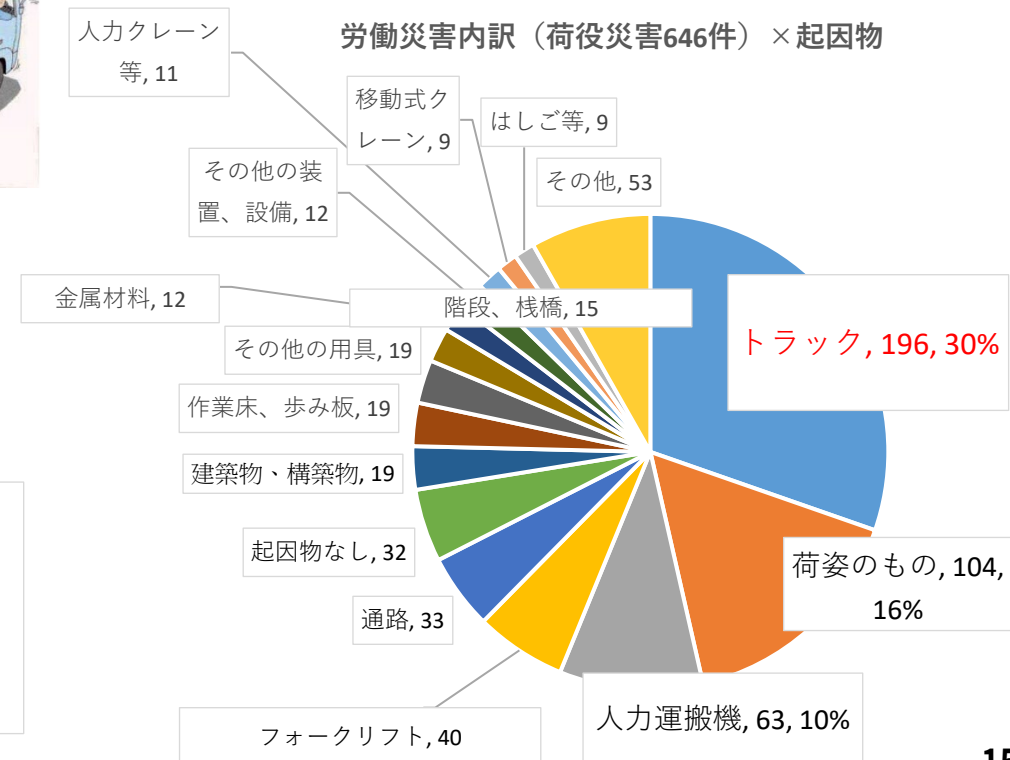
労働災害の約 65%が荷役作業時に発生



荷役作業時における起因物

○ トラックが約 30%と最多

人力運搬機（ロールボックスパレット等）は約 10%

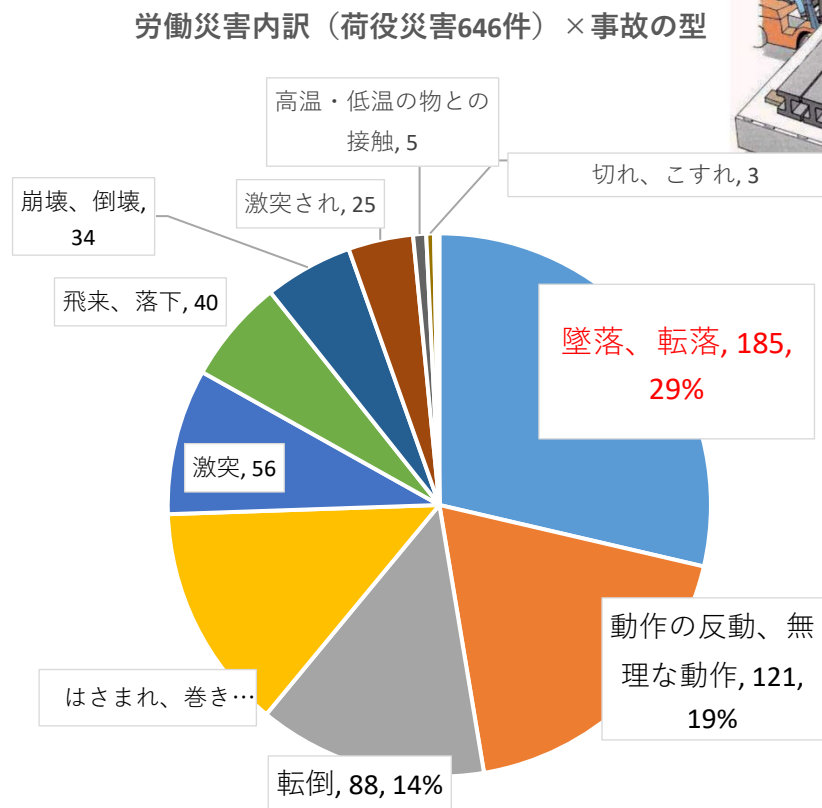


陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出した。

荷役作業時における事故の型

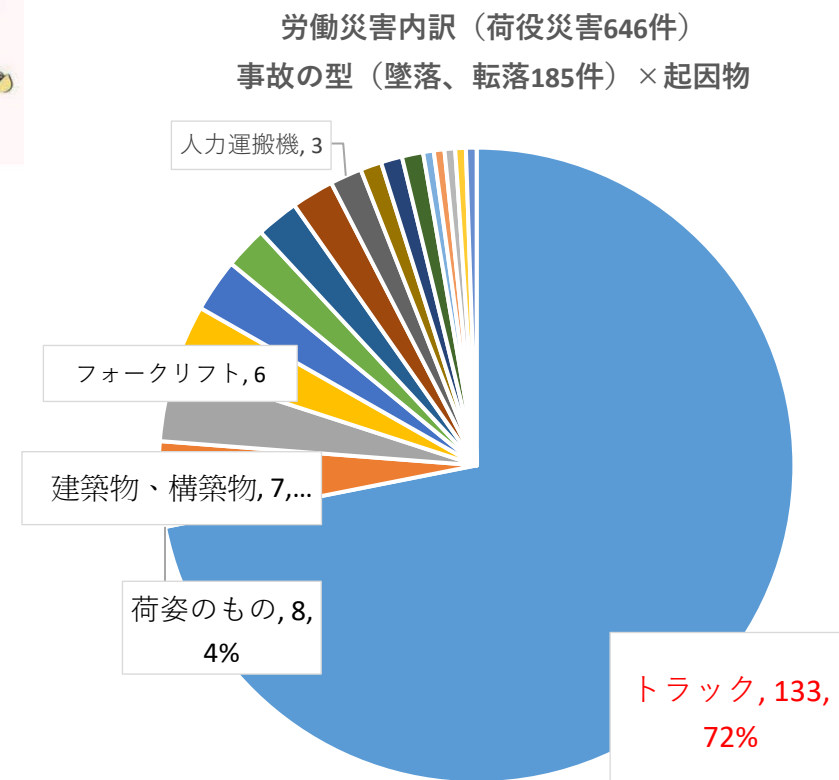
- 墜落、転落が約30%と最多



墜落、転落における起因物

- 墜落、転落（185件）のうち

トラックからの墜落、転落が約70%と最多



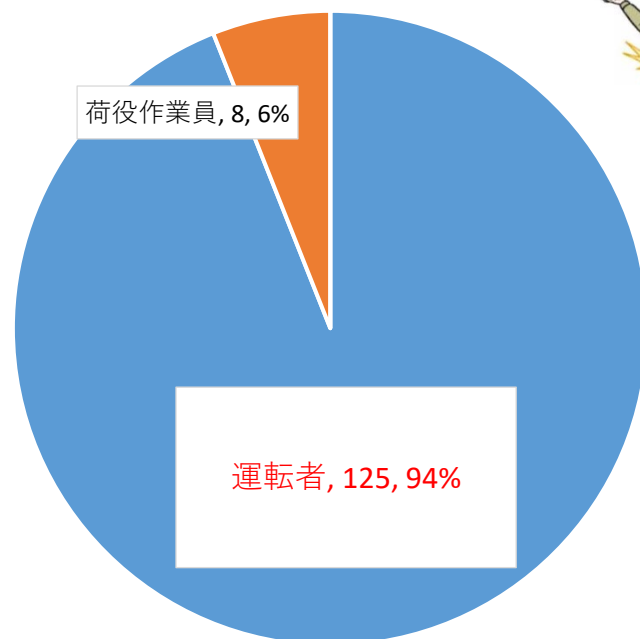
陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出した。

トラックからの墜落、転落

- 被災者（133人）は、約90%が運転者

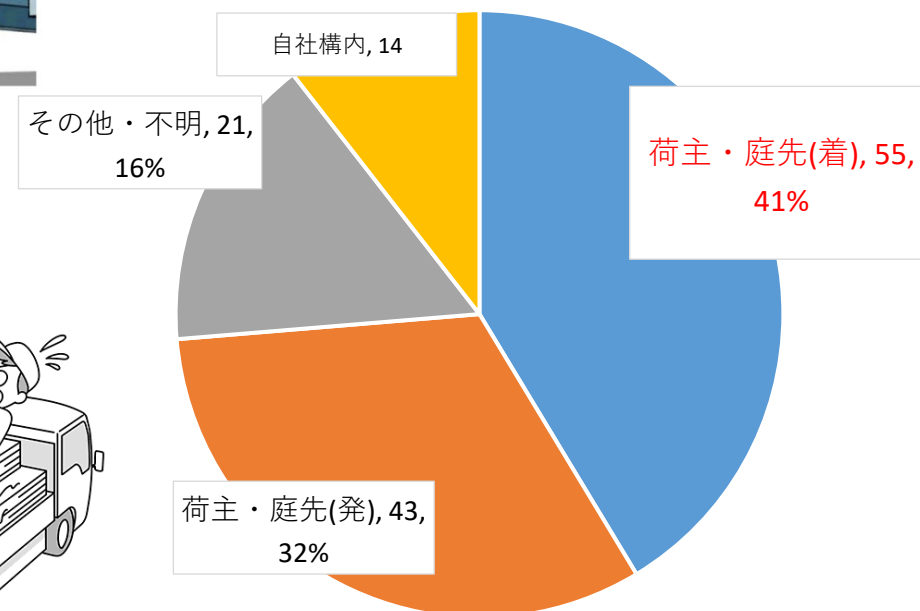
労働災害内訳（荷役災害646件）×事故の型（墜落、転落185件）
起因物（トラック）133件×被災者



トラックからの墜落、転落時の被災場所

- 約70%が荷主先（発・着）で被災

労働災害内訳（荷役災害646件）×事故の型（墜落、転落185件）
起因物（トラック）133件×被災場所



第13次労働災害防止計画（13次防）

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために厚生労働大臣が重点的に取り組む事項を定めた計画。
- 昭和33年以降、5年ごとに策定しており、平成30年度より第13次労働災害防止計画が開始。

13次防の目標

- 2022年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる（2017年比）。
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少させる（2017年比）。

13次防の重点業種

- ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【陸上貨物運送事業対策】

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討する。
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含め、~~荷~~荷役作業の実態に即した対策を検討する。

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（1）

陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン

荷役作業の安全対策ガイドライン

（平成25年3月25日付け基発0325第1号）

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・ 転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の

連絡調整 確保

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整
 - 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

（平成20年4月3日付け基発第0403001号）

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・ 走行計画の作成
 - ・ 点呼等の実施
 - ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・ 荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・ 交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・ 交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・ 過積載運行の防止
 - ・ 改善基準告示の遵守
 - ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・ 到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（２）

荷役 5 大災害の防止対策の推進

陸運業の荷役作業時の死亡労働災害の約 8 割を占める荷役 5 大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故）の防止を図るために、陸運事業者、荷主等が重点的に確認・実施する事項をとりまとめたチェックリストを活用し、荷役作業時の労働災害防止対策の促進を図る。（平成 29 年 3 月 16 日基安発 0316 第 1 号）

厚生労働省	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	陸運事業者	荷主等
【実施事項】 ① <u>周知啓発資料等（チェックリストを含む）</u>の作成、配布、HP 掲載 ② 業界団体等への <u>協力要請</u> ③ 陸運事業場、荷主等への <u>周知・指導</u> ④ <u>講習会、荷主等事業場への安全診断</u>の実施	【実施事項】 ① 会員等への <u>周知啓発</u> ② 取組強化期間（平成 29 年 7 月～平成 29 年 12 月）における <u>パトロール等の実施</u> ③ <u>荷役労働災害防止のための研修会の開催</u> ④ レベルアップ支援事業・中小企業事業場個別サポート事業等を通じた <u>陸運事業場への支援</u>	【実施事項】 チェックリストに基づき対策を実施 ① <u>共通事項</u> 保護帽の着用等 ② <u>墜落・転落災害防止</u> 作業計画等の作成、作業床等の使用、昇降設備の使用、荷や荷台上の不安全な作業の排除 ③ <u>荷崩れ</u> 作業計画等の作成、適切な荷付けの実施、走行中・荷下ろし時の配慮、教育の実施 ④ <u>フォークリフト使用時の事故</u> 作業計画等の作成、適格な資格者による運転、用途外使用の禁止、安全運転、走行場所の区分 ⑤ <u>無人暴走</u> 逸走防止措置の実施、逸走時の措置、降雪・凍結時の配慮 ⑥ <u>トラック後退時の事故</u> 確実な後方確認、誘導員の配置、走行場所の区分等	【実施事項】 チェックリストに基づき対策を実施 ① <u>共通事項</u> 保護帽着用の呼びかけ ② <u>墜落・転落災害防止</u> 安全に作業できる設備の設置 ③ <u>荷崩れ</u> 安全なパレットの提供 ④ <u>フォークリフト使用時の事故</u> 適格な資格者による運転、構内使用ルールを作成・掲示、安全設備の設置、走行場所の区分 ⑤ <u>無人暴走</u> 降雪・凍結時の配慮 ⑥ <u>トラック後退時の事故</u> 誘導員の配置、走行場所の区分

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（3）

陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項



重大な災害事例に学ぶ 「荷役5大災害」防止のポイント

1 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

→ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

→ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3 フォークリフト使用時における災害

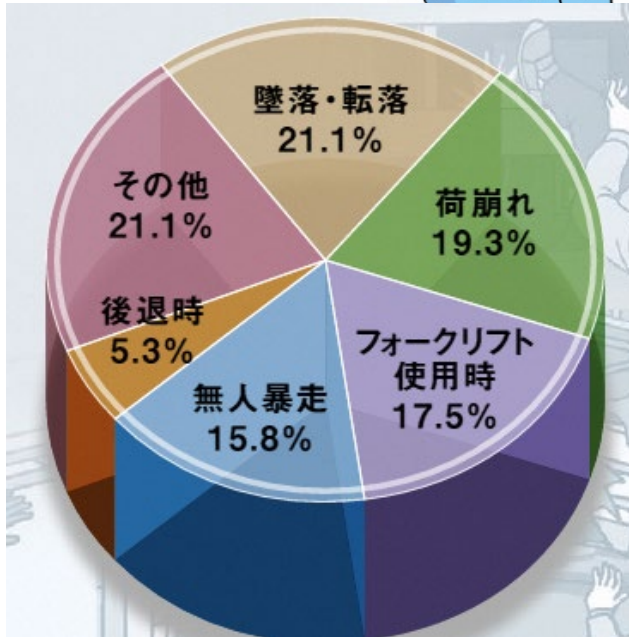
→ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は定められた **ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

4 トラックの無人暴走による災害

→ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置**を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、
③ギアロック、④輪止め

5 トラック後退時における災害

→ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。



平成25年に発生した陸運業の荷役作業時の死亡災害（労働安全衛生総合研究所調べ）

（注）調査対象のうち、該当する災害が占める割合（単位%）

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（４）

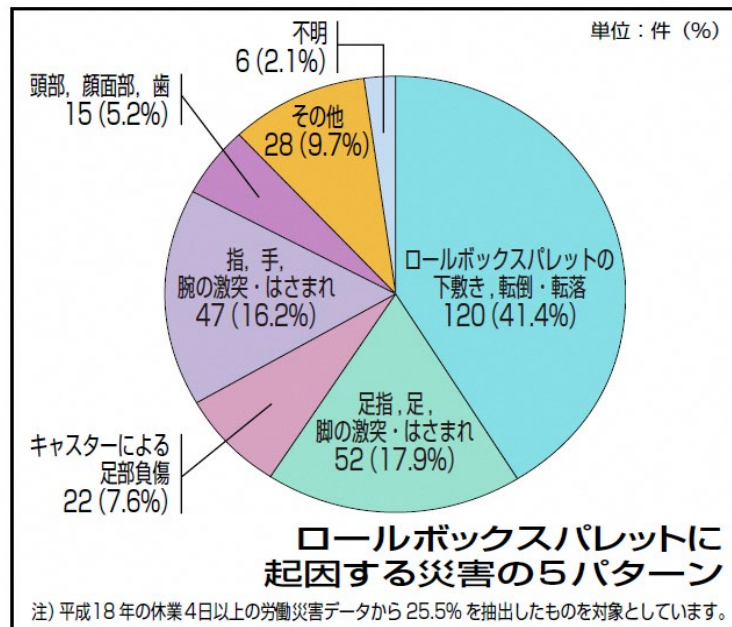
ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル



周知用パンフはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>

安全に作業するための8つのルール

- 1 段差、傾斜のある場所での取扱い
事故の起こりやすい場所であることを考慮し細心の注意を払って作業
- 2 作業服、作業靴、保護具
- 3 ロールボックスパレットの基本操作
両手操作や適切な手の位置などの基本操作の徹底
- 4 「押し」「引き」「よこ押し」
それぞれのメリット、デメリットを理解し適切に操作
- 5 複数人での取扱い
指揮者を決め声を掛け合い慎重に作業
- 6 荷物の積載
基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぐ
- 7 折りたたみ・組み立て・積み重ね
折りたたむと不安定になるので転倒に注意
- 8 テールゲートリフターでの取扱い
昇降時等における安全な作業方法



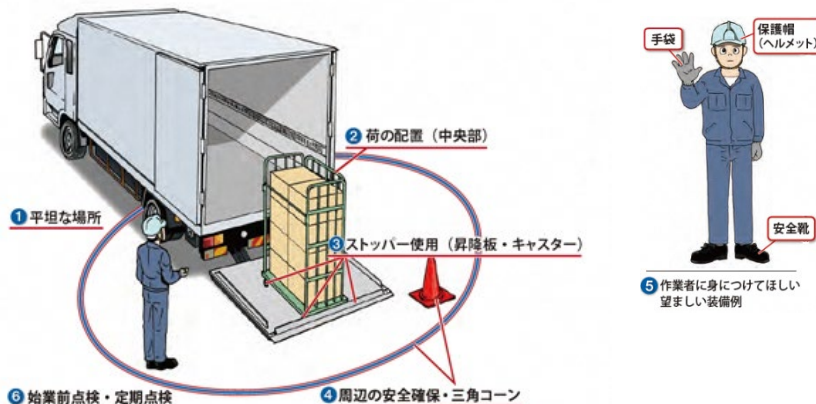
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（５）

テールゲートリフターを安全に使用するために

周知用パンフはコチラ: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>

守るべき基本ルール 6

- 1 平坦な場所で使用する
- 2 積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する
- 3 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する
- 4 周囲の安全を確保し、三角コーン等を配置する
- 5 作業にふさわしい装備をする
- 6 始業前点検・定期点検を実施する
(点検事項は各社取扱説明書を参照)



使用場面別ルール 11

- 1 地面を背にして後退りしない
- 2 昇降板上で作業できるスペースを確保する
- 3 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する
- 4 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する
(荷が動き出したら無理に支えない!)
- 5 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない
- 6 昇降板の先端部と地面の段差に注意する
- 7 作業者は原則として昇降板に乗ったまま移動（昇降）しない
- 8 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間で止めて、ステップとして昇り降りする
- 9 昇降板から荷がはみ出さないようにする
- 10 昇降板から少し離れた横に立ち、昇降板の周辺から目を離さない。
- 11 動作中の昇降板には触らない、近寄らない

(詳細については各社取扱説明書を参照して下さい。)

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（6）

周知用リーフ「荷役作業の安全確保が急務です！」

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

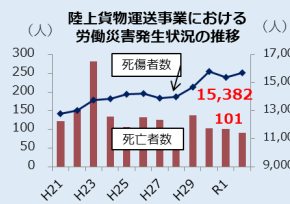
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

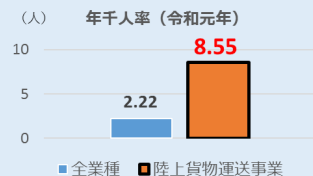
災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



発生率が他業種の4倍

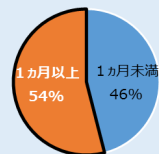
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

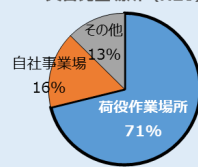
休業見込み日数（令和2年12月速報）



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所（H28）



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！
➡ 安全対策ができていないか裏面のチェックリストで確認

周知用リーフはコチラ: <https://www.mhlw.go.jp/content/000729304.pdf>

荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ☐ 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- ☐ 十分な明るさで作業している
- ☐ 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- ☐ 荷や資機材の整理整頓をしている
- ☐ 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ☐ 墜落や転落を防ぐ対策をしている
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- ☐ つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- ☐ 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- ☐ 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- ☐ 荷役作業の書面契約をしている
- ☐ 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- ☐ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

（「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集（宅戸労働基準監督署）」より）



墜落・転落防止：昇降台の導入



腰痛・転倒防止：準備体操の実施



墜落・転落防止：三点支持の徹底



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が
判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び
「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照➡
<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>



陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（7）

三原厚生労働副大臣による労働災害が増加傾向にある業界団体への協力要請



2021年9月29日（水）

東京都厚生労働省内省儀室

協力要請のポイント

- 1 業種毎に労働災害の発生状況とその防止対策の必要性について、会員企業に広く共有されるよう、周知と啓発を行うこと。
- 2 業種ごとの課題に重点的に取り組むこと。
 - ・陸上貨物運送事業 荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策
 - ・ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取扱いの推進（特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレット（カゴ車）を取り扱う場合の安全対策の徹底）
- 3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動を行っている会員企業の好事例を収集し、その情報共有を図ること。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の渡邊会長に対し、協力要請をする三原前厚生労働副大臣

陸上貨物運送事業（ロールボックスパレット）における労働災害発生状況

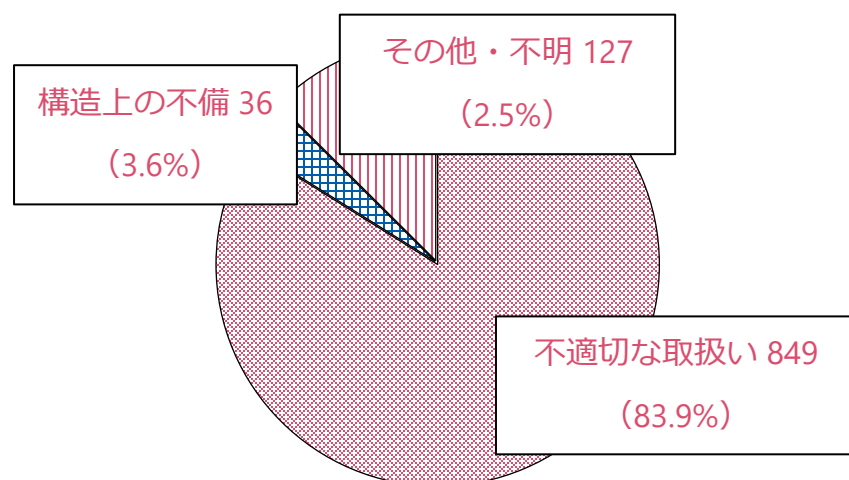
ロールボックスパレット（以下「R B P」という。）とは、一般的にカゴ車あるいはカゴ台車などと呼ばれている人力運搬機で、小売業などにおいても国内で広く普及している。令和2年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業における休業4日以上の災害のうち約1,000件がR B Pの取扱い中に被災したものである。

令和2年 労働災害発生状況

- R B Pの「不適切な取扱い」※が約8割と最多

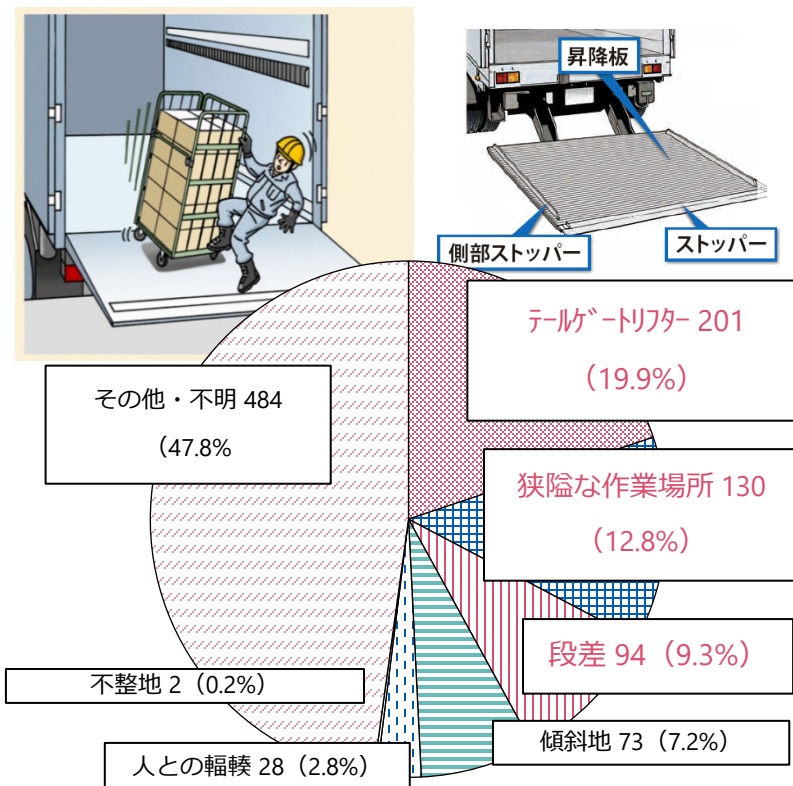
このうち { 被災者の約2割が、経験年数10年以上
傷病性質の約5割が、休業1ヶ月以上の「骨折」

※荷役運搬用のロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害が多発し、このうち約8割が不適切な取扱が原因となっている。



令和2年 災害発生時の作業環境

- テールゲートリフター利用時が約2割と最多



出典：労働者死傷病報告

ロールボックスパレット

使う前の 5 つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト		
確認日	年 月 日	確認担当者名
☐	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です	
☐	停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります	
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります	
☐	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります	
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です	

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための 8 つのルール



とても便利なロールボックスパレットですが、下書きや手足の負傷による事故など多発しています。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人の運搬機です。傾斜は外側の面が下から使われているため、荷物がやむを得ず傾斜した状態で移動する可能性があります。傾斜した状態で移動すると、荷物の落下やパレットの転倒、作業者の負傷など多発しています。安全に作業するためには、必ずこの「8つのルール」を守ってください。

安全な作業のためのロールボックスパレットですが、近年では労働災害が多発しています。安全な作業のためには、必ずこの「8つのルール」を守ってください。

このマニュアルでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、意識しながら、安全に作業を行ってください。

厚生労働省・経済産業省・労働基準監督署



手袋
保護帽 (ヘルメット)
安全靴

作業者に身につけてほしい望ましい装備例



パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



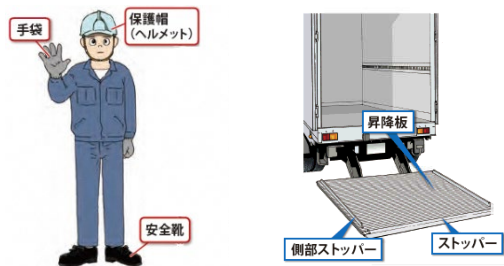
テールゲートリフターのチェックリストは裏面へ▶

テールゲートリフター 使う前の 5 つの基本チェックリスト

テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

確認日	年	月	日	確認担当者名
☐	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています			
☐	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる場合があります			
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックス/パレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください			
☐	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります			
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です			

[illegible]

作業者に身につけてほしい望ましい装備例

パンフレット「テールゲートリフターを安全に利用するために 2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール」もご確認ください。



ロールボックスパレットのチェックリストは裏面へ▶

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策について（1）

※ 法 = 法令、通 = 通知・ガイドライン、リ = 関連リーフレット

		荷の積卸しを行う事業者の実施事項 (主として陸上貨物運送事業者)			荷の積卸し場所の管理者の実施事項 (主として荷主等)
		安全衛生管理体制	安全衛生教育	施設・設備、作業方法等	
荷役作業の墜落、転落	法	○	○	○	
	通			○	○
	リ			○	○
人力運搬機械 (ロールボックスパレット)	法				○
	通			○ (R3)	○
	リ			○	
リフト (テールゲートリフター)	法				
	通			○(H30)	
	リ			○	
フォークリフト	法	○	○	○	○
	通		○	○	
	リ			○	
※「○」印は、何らかの対策が既にあるもの。					

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策について（2）

※ 法 = 法令、通 = 通知・ガイドライン、リ = 関連リーフレット

		荷の積卸しを行う事業者の実施事項 (主として陸上貨物運送事業者)			荷の積卸し場所の管理者の実施事項 (主として荷主等)
		安全衛生管理体制	安全衛生教育	施設・設備、作業方法等	
荷役作業の墜落、 転落	法	- 作業計画（フォークリフト作業） - 作業指揮者（積卸し、車両系） - はい作業主任者	技能講習（はい作業）	- 作業床（高さ2m以上） - 防網・安全帯（2m以上） 1.5m以上への昇降設備 - トラック荷の昇降設備（最大積載量5t以上での荷の積卸し作業） - 保護帽（トラック5t以上での荷の積卸し作業等）※墜落防止措置 - 中抜き禁止（トラックからの荷下し） - トラック作業での作業開始前点検（荷役装置等）	
	通		作業指揮者教育	- 保護帽（墜落危険の場合） - 墜落防止設備の荷主等への協力要請 - 人力荷役作業の安全対策（共通及び作業別）	- 作業床設置（荷役通達） - 発注条件 - 自社以外に荷役作業時の措置（荷役通達）
	リ	作業手順書作成（荷役作業マニュアル）		- 作業床（高さ2m以上） - 墜落防止対策（荷役作業マニュアル、同設備マニュアル） - 積卸し安全・荷締め安全・シート掛け安全（荷役作業マニュアル） - 陸上貨物運送事業における重大労働災害を防ぐためには - トラック荷台からの転落を防ぐために	
人力運搬機械 (ロールボックス パレット)	法				
	通			ロールボックスパレット（カゴ車）等の安全な取扱い等荷役災害対策の推進	
	リ			「ロールボックスパレット・テールゲートリフター」使う前の5つの基本チェックリスト - 改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！ - ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～ - ロールボックスパレット使う前の5つの基本チェックリスト	

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策について（3）

※ 法 = 法令、通 = 通知・ガイドライン、リ = 関連リーフレット

		荷の積卸しを行う事業者の実施事項 (主として陸上貨物運送事業者)			荷の積卸し場所の管理者の実施事項 (主として荷主等)
		安全衛生管理体制	安全衛生教育	施設・設備、作業方法等	
リフト (テールゲートリ フター)	法				
	通			・ テールゲートリフターに起因する労働災害防止対策の推進について	
	リ			・ 「ロールボックスパレット・テールゲートリフター」 使う前の5つの基本チェックリスト ・ テールゲートリフターを安全に使用するために ・ テールゲートリフター使う前の5つの基本チェックリスト	
フォークリフト	法	・ 作業計画 (フォークリフト作業) ・ 作業指揮者 (積卸し、車両系) 選任	・ 特別教育 (1t未満フォーク) ・ 技能講習 (1t以上フォーク)	・ 接触箇所立入り禁止 ・ フォーク偏荷重禁止 ・ フォーク荷崩れ防止 ・ 運転離席時措置 ・ 用途外使用禁止 ・ 前照灯等設置 ・ ヘッドガード設置 ・ バックレスと設置 ・ 強度等あるパレット使用 ・ 積載能力超使用禁止 ・ 定期自主検査 ・ 作業開始前点検	・ 定期自主検査実施 ・ 荷主等による配慮
	通		・ 作業指揮者教育 (車両系) ・ フォーク従事者教育 (能力向上教育)	・ 定期自主検査、作業開始前点検 ・ 貸与フォークの点検整備状況確認 ・ フォーク作業範囲に入らない ・ 袖口締まった服 ・ 運転席から身を乗り出さない ・ 作業範囲に入らない ・ 用途外使用禁止、パレット昇降禁止	・ 陸運業のトラック運転者のフォーク資格や作業指揮者教育の確認 ・ 陸運業労働者にフォークをしようさせる場合の措置
	リ				

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全確保対策実施状況調査

I 調査概要

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに休業見込み概ね 1 か月以上の荷役災害を発生させた陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」という。）及び荷主等の事業者（以下「荷主事業者」という。）に対し、荷役作業における安全確保対策の実施状況に関する調査票（陸運事業者用：別添 1、荷主事業者用：別添 2）を配布し提出を求めたもの。

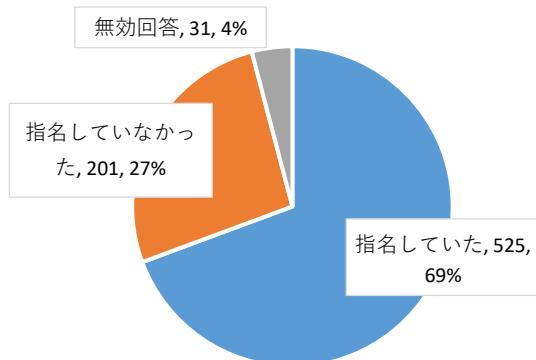
	陸運事業者	荷主事業者
調査票提出事業場数	757	75
うち死傷病報告データと照合可能事業場数	675	—

II 陸運事業者における安全確保対策実施状況

1 安全衛生管理体制の確立等

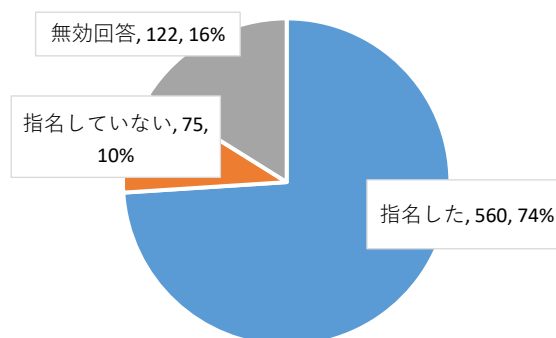
荷役災害防止のための担当者を指名

《発生前》



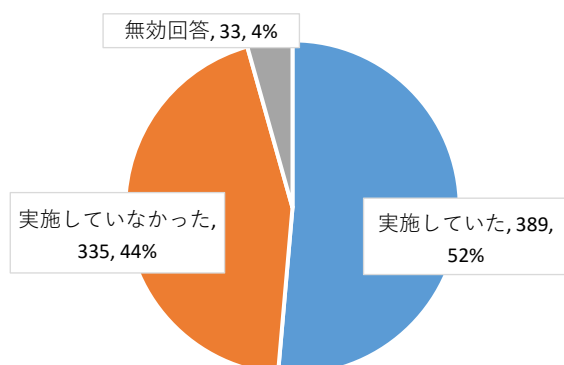
荷役災害防止のための担当者を指名

《発生後》



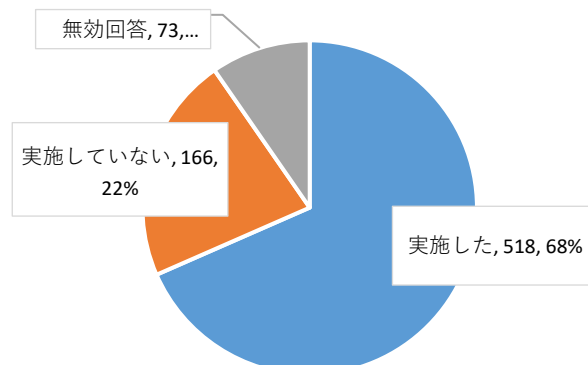
荷役作業についてのリスクアセスメントを実施《発生前》

《発生前》



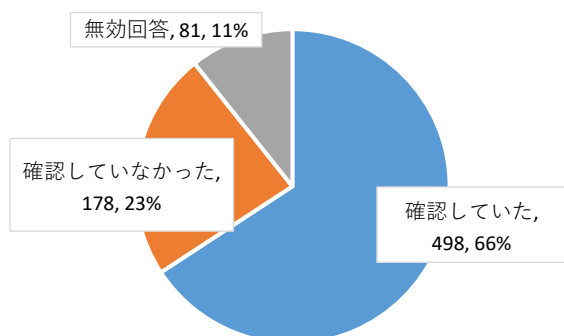
荷役作業についてのリスクアセスメントを実施《発生後》

《発生後》

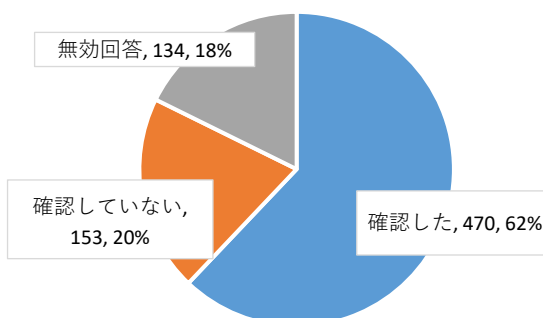


2 荷役作業における労働災害防止措置

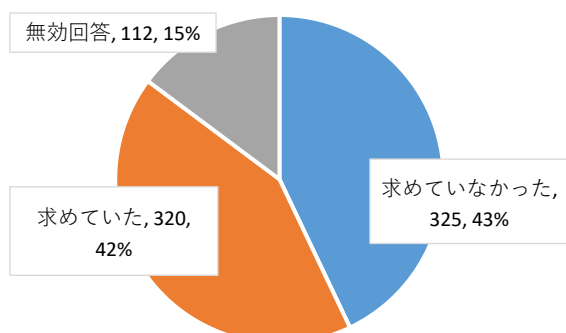
荷役作業の「有無」「内容」「役割分担」を荷主等へ確認《発生前》



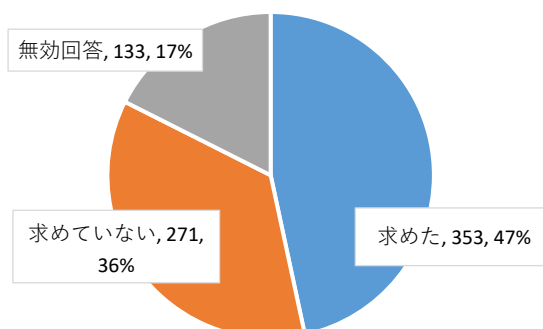
荷役作業の「有無」「内容」「役割分担」を荷主等へ確認《発生後》



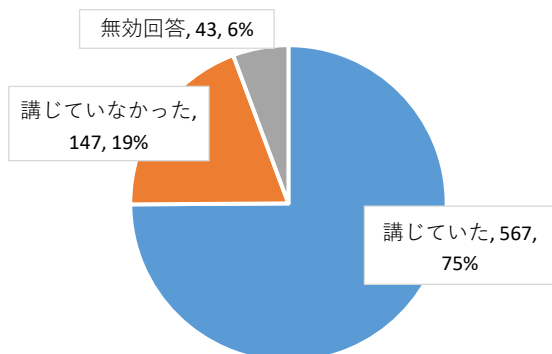
不安全な荷役作業や厳しい着時間等について、荷主等に対して改善を要求《発生前》



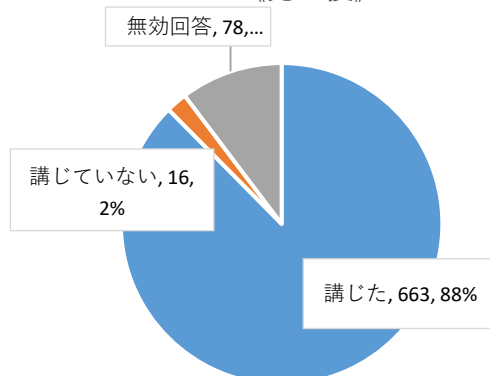
不安全な荷役作業や厳しい着時間等について、荷主等に対して改善を要求《発生後》



荷役作業の内容に応じた安全対策《発生前》

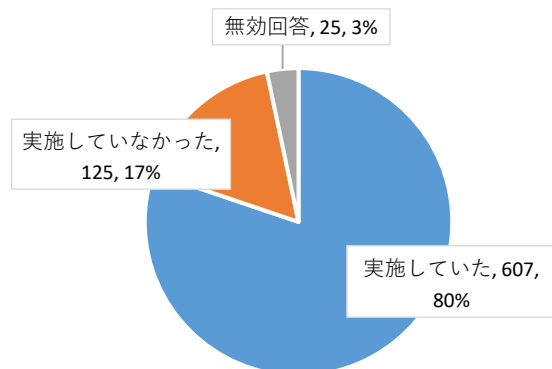


荷役作業の内容に応じた安全対策《発生後》

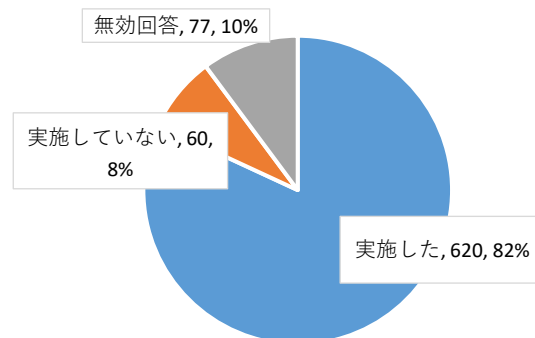


3 荷役作業の安全衛生教育の実施

安全衛生教育の実施《発生前》

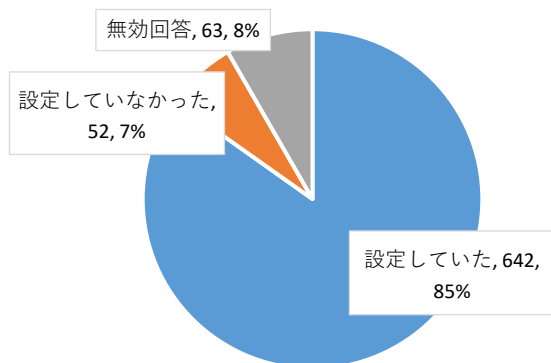


安全衛生教育の実施《発生後》

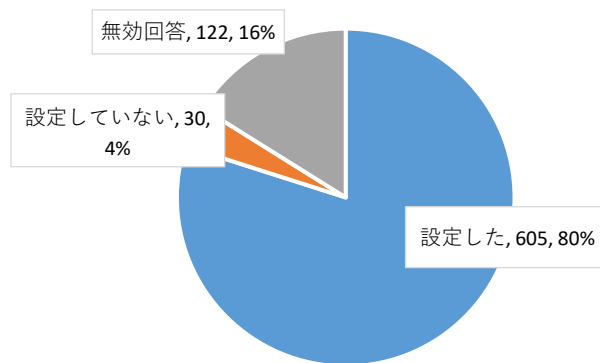


4 陸運事業者と荷主事業者等との連絡調整

運転者の疲労に配慮した運転計画
《発生前》



運転者の疲労に配慮した運転計画
《発生後》

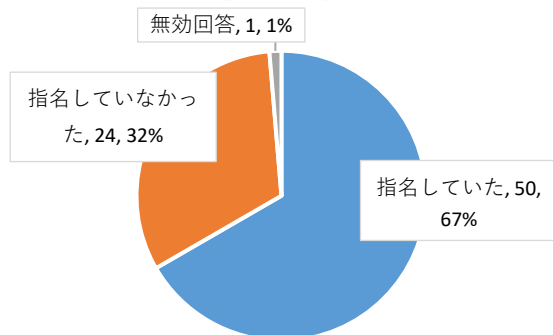


Ⅲ 荷主事業者における安全確保対策実施状況

1 安全衛生管理体制の確立等

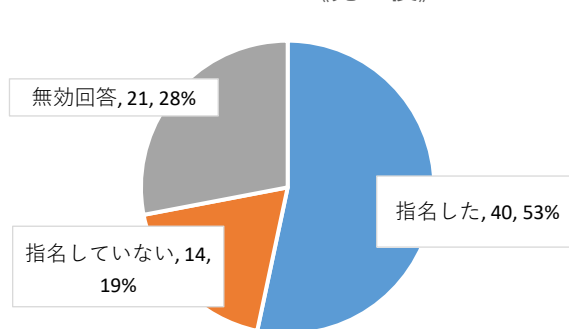
荷役災害防止のための担当者を指名

《発生前》



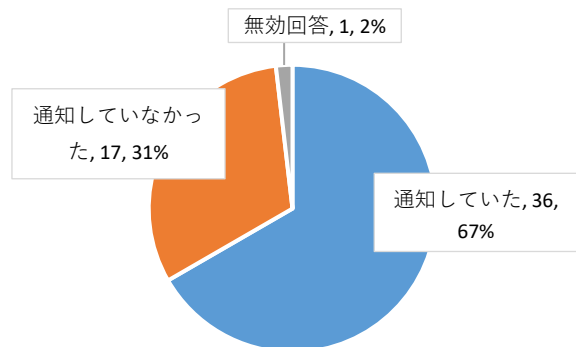
荷役災害防止のための担当者を指名

《発生後》

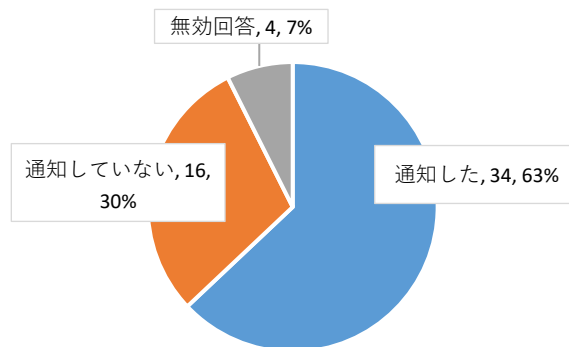


2 荷役作業における労働災害防止措置

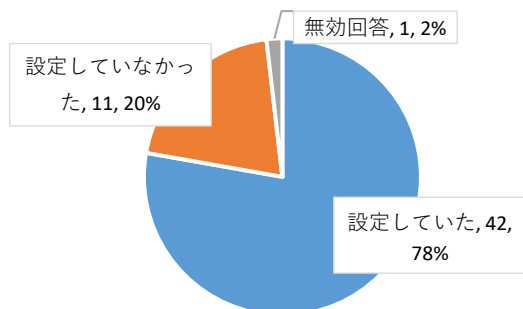
荷役作業の内容等の通知 《発生前》



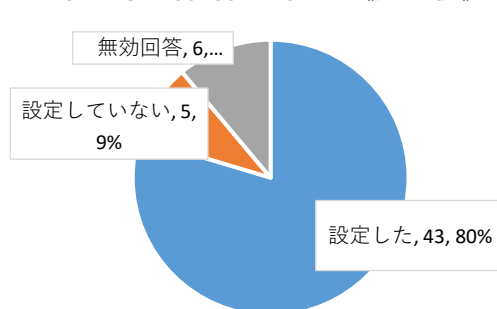
荷役作業の内容等の通知 《発生後》



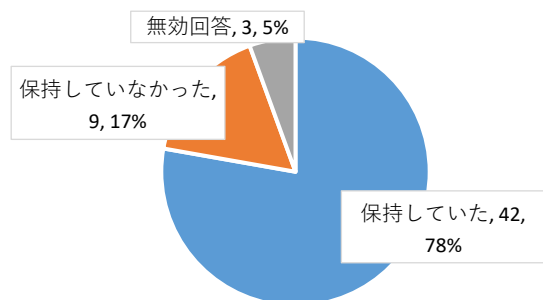
安全な作業手順を省略されないよう
弾力的に着時間を設定 《発生前》



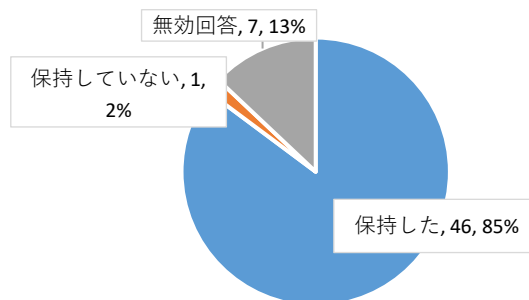
安全な作業手順を省略されないよう
弾力的に着時間を設定 《発生後》



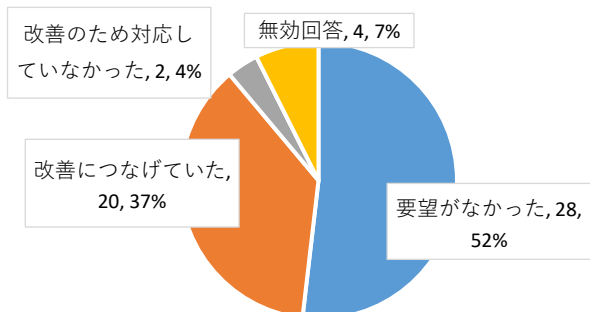
作業場所を安全な荷役作業を行える状況に保持《発生前》



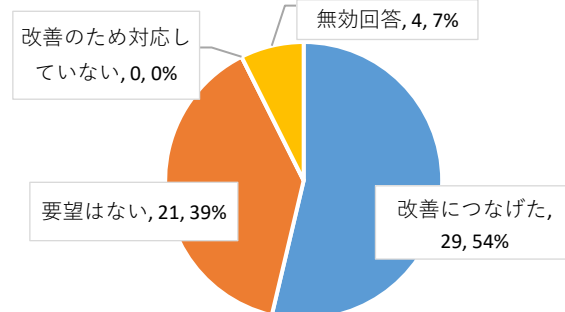
作業場所を安全な荷役作業を行える状況に保持《発生後》



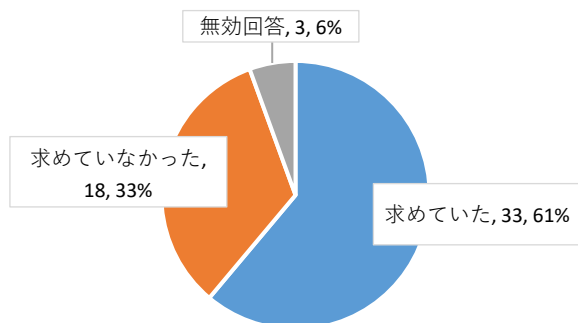
陸運事業者からの改善要望への対応《発生前》



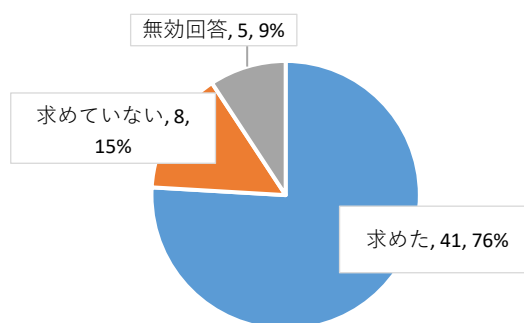
陸運事業者からの改善要望への対応《発生後》



不安全な荷役作業の改善《発生前》

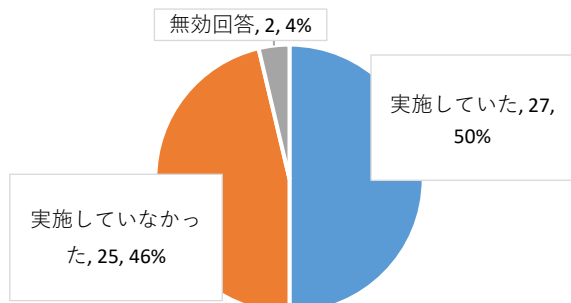


不安全な荷役作業の改善《発生後》

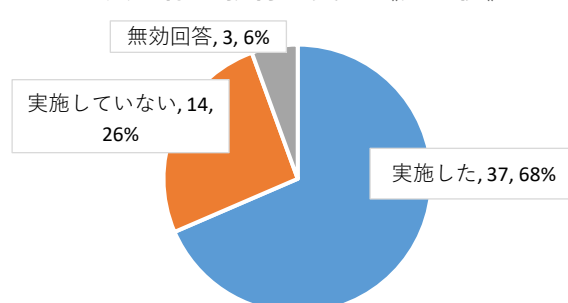


3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役災害防止のための担当者に対する
安全衛生教育の実施《発生前》

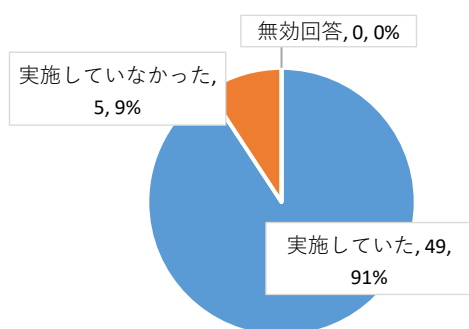


荷役災害防止のための担当者に対する
安全衛生教育の実施《発生後》

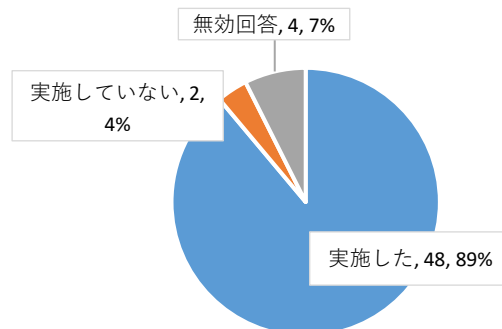


4 陸運事業者と荷主事業者等との連絡調整

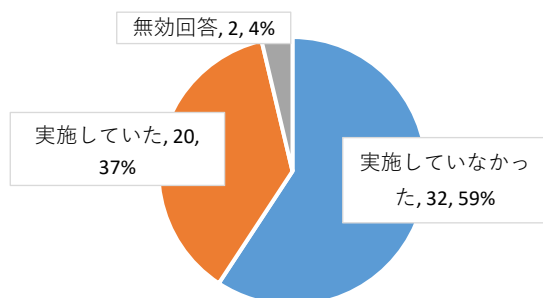
荷役作業場所の巡視・点検《発生前》



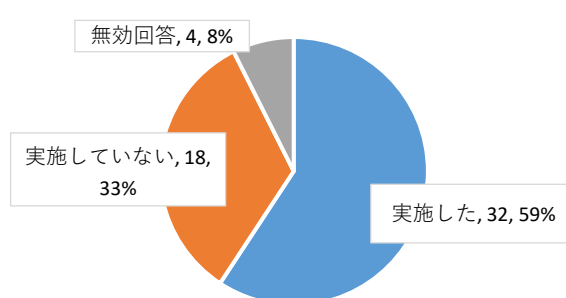
荷役作業場所の巡視・点検《発生後》



荷役作業についてのリスクアセスメン
トの実施《発生前》



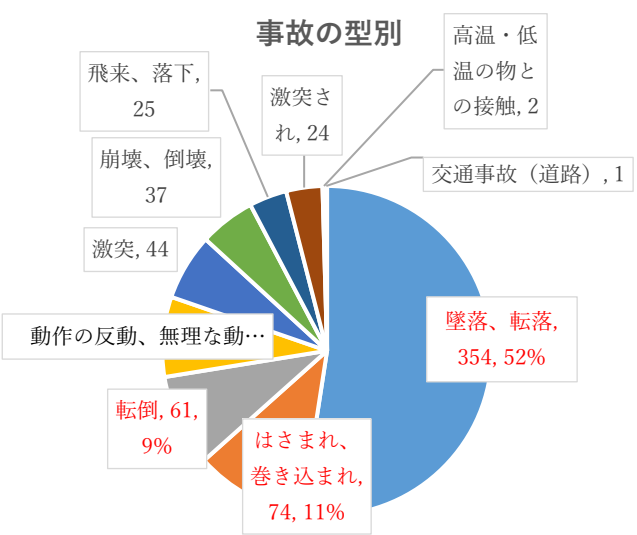
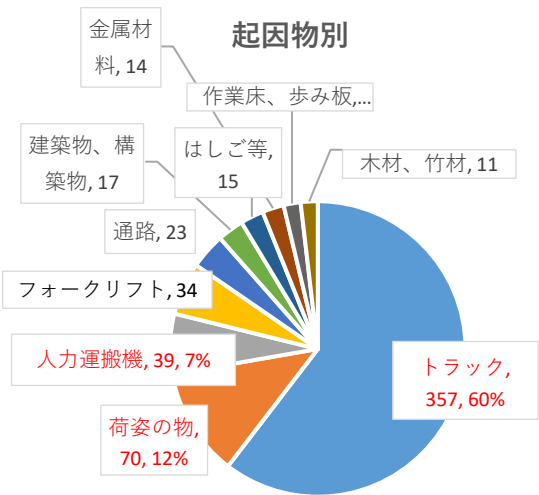
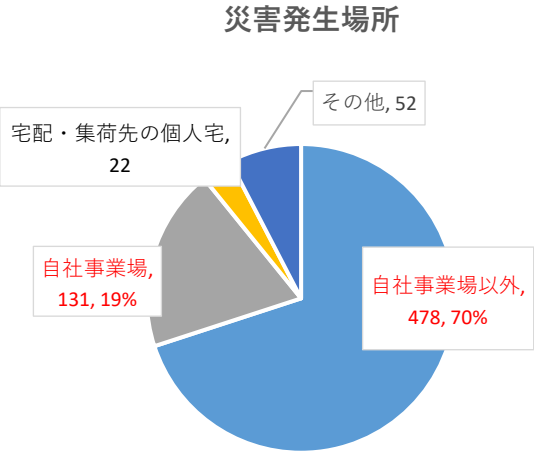
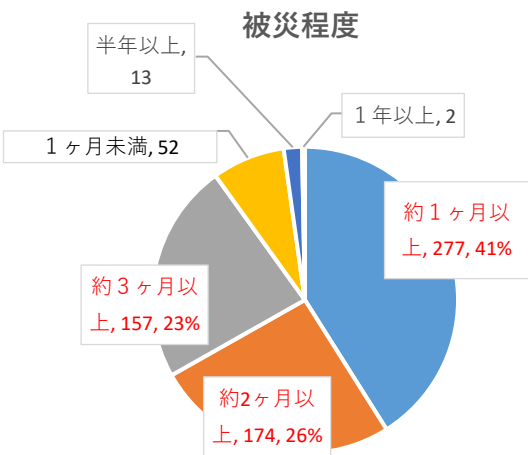
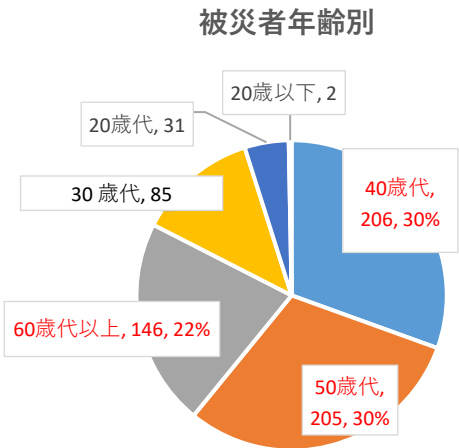
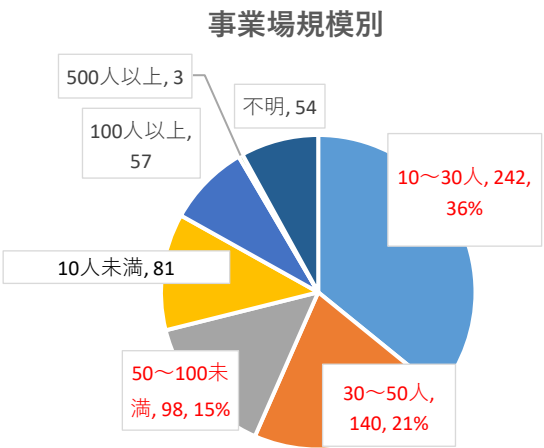
荷役作業についてのリスクアセスメン
トの実施《発生後》



IV 死傷病報告データと組み合わせた分析

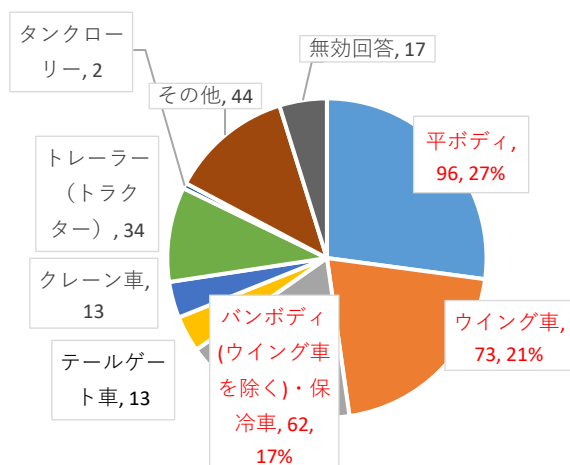
調査票と死傷病報告が照合可能な 675 件のデータを用いて分析を行った。

1 基本分析

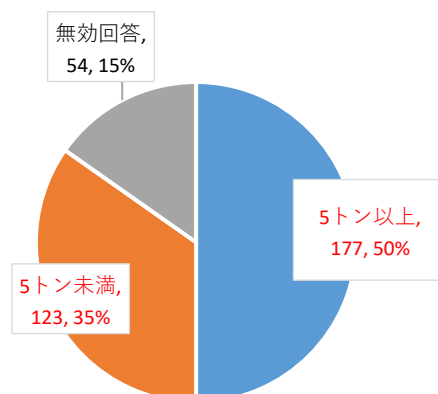


2 墜落・転落災害の分析

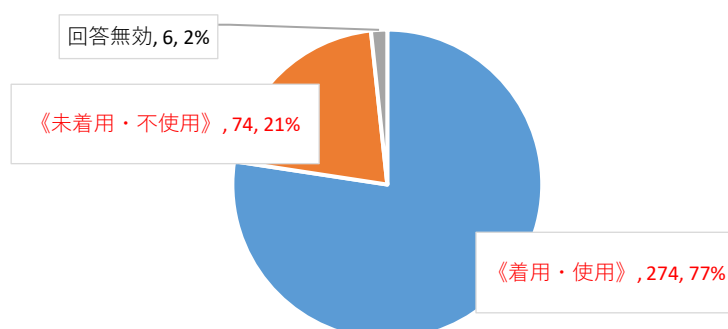
事故の型（墜落、転落）×車両(種類)



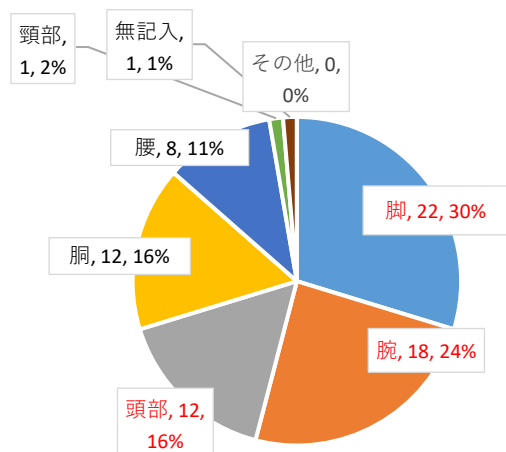
事故の型（墜落、転落）×最大積載量



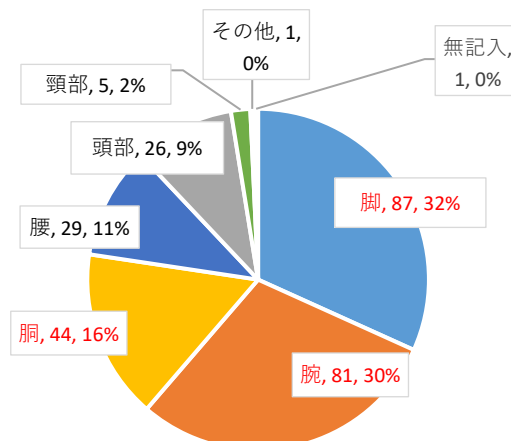
事故の型（墜落、転落）×保護帽（未着用、着用）



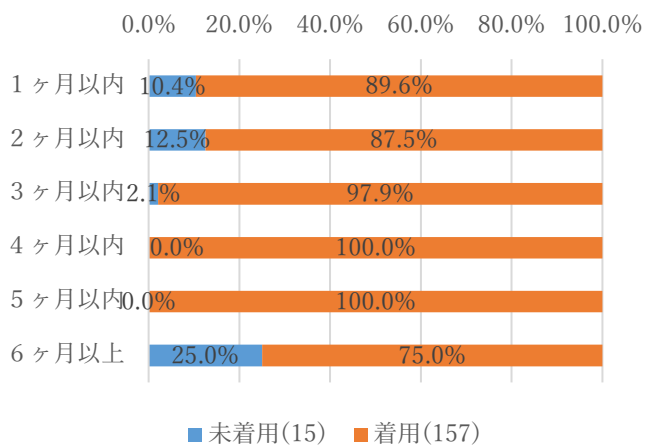
墜落・転落×保護帽《未着用》74件×傷病部位



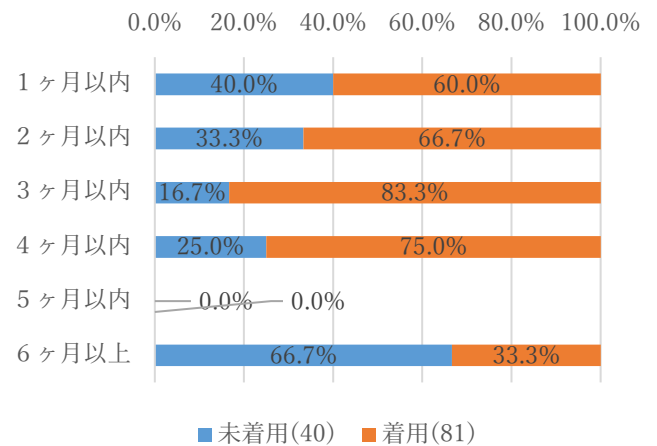
墜落・転落×保護帽《着用》274件×傷病部位



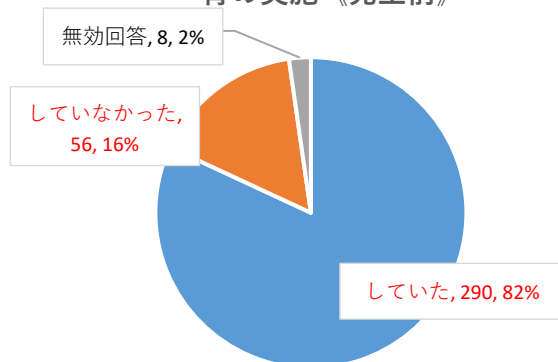
墜落・転落×被災程度×5t以上×保護帽



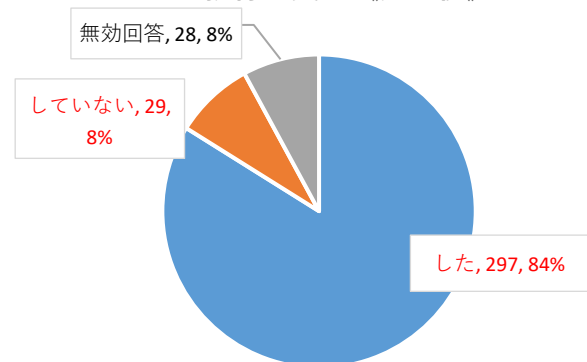
墜落・転落×被災程度×5t未満×保護帽



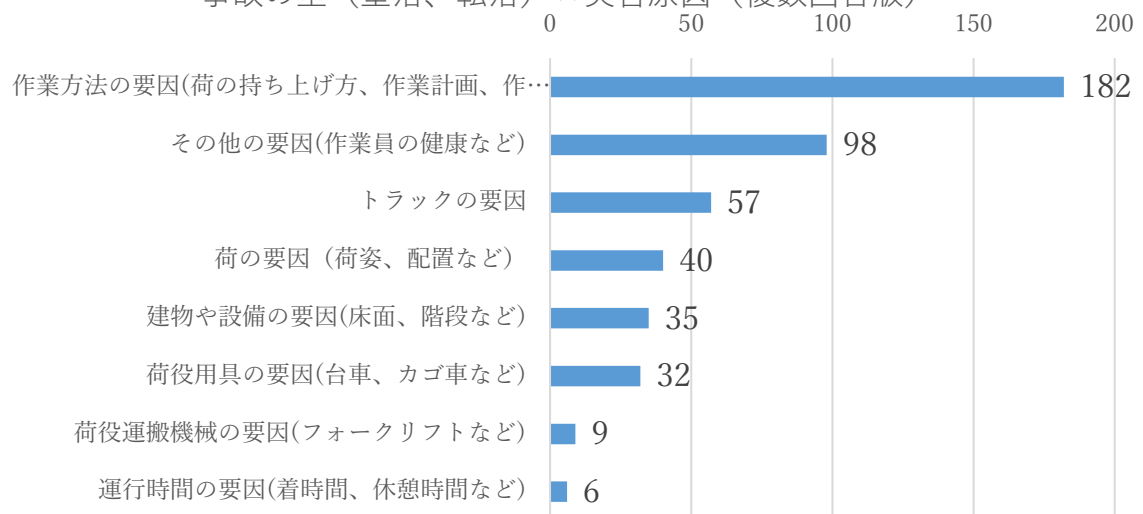
事故の型（墜落、転落）×安全衛生教育の実施《発生前》



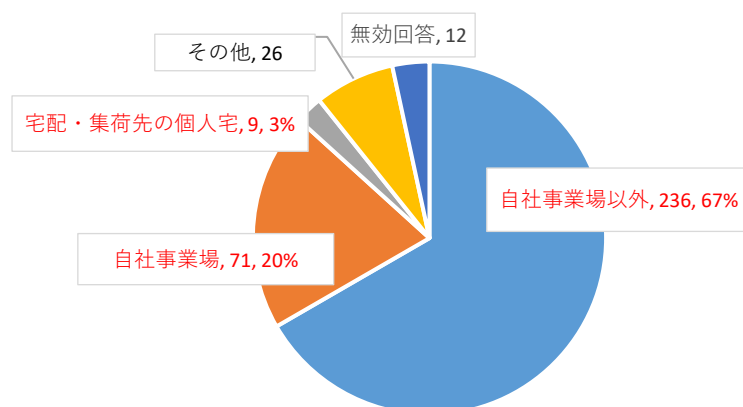
事故の型（墜落、転落）×安全衛生教育の実施《発生後》



事故の型（墜落、転落）×災害原因（複数回答版）



事故の型（墜落、転落）×被災場所



調査表（陸運事業者用）平成 年 月 日提出

本調査表には、貴事業場の労働者が被災した荷役作業中の労働災害について、所要事項を記載の上、再発防止対策書と併せて、労働基準監督署宛に提出をお願いいたします。

貴事業場名				災害発生日	平成	年	月	日
住所						労働者数	人	

A 貴事業場の労働者が被災した荷役作業中の労働災害について、
以下の質問それぞれに当てはまる項目の太枠内に○を記入してください。

問A-1. 労働災害が発生した場所はどこですか。

また、発生場所が他社の事業場の場合(※)、事業場名、住所、業種なども記入してください。

☐ 荷を積み込んだ 事業場 ※	☐ 配送先の事業場や、 荷を取り下ろした事業場 ※	☐ 自社（陸運事業者） の事業場	☐ 宅配・集荷先の 個人宅
☐ その他【具体的に記入： _____】			

※事業場名 _____ →どちらか選択 ☐ 荷主 ☐ 陸運元請

※住所 _____

※業種(例：食品製造業、機械器具製造業、建設工事業、スーパー等)【具体的に記入： _____】

問A-2. 被災した労働者の職種は何ですか。

☐ 運転手	☐ 荷役作業員(運転手以外)	☐ その他【具体的に記入： _____】
------------------------------	---------------------------------------	---

問A-3. 災害発生時、被災した労働者の位置はどこですか。具体的に記入してください。

☐ トラック上(例:アオリ上、テールゲートリフター上、荷台上)【具体的に記入： _____】
☐ 建物や施設(例:荷さばき場、階段、通路)【具体的に記入： _____】
☐ その他(例:フォークリフト上など)【具体的に記入： _____】

問A-4. 災害発生時、被災した労働者はどのような作業に従事していましたか。

☐ 荷の積み込み中	☐ 荷の取り下ろし中
☐ 移動中（歩行中）	☐ 移動中（荷台⇄地面）
☐ 移動中（運転席等⇄地面）	
☐ その他【具体的に記入： _____】	

問A-5. 災害の原因は何ですか。(考えられることを具体的に記入してください。複数選択可)

☐ 建物や設備の要因(床面、階段など)【具体的に記入： _____】
☐ 荷役運搬機械の要因(フォークリフトなど)【具体的に記入： _____】
☐ トラックの要因【具体的に記入： _____】
☐ 荷の要因(荷姿、配置など)【具体的に記入： _____】
☐ 荷役用具の要因(台車、カゴ車など)【具体的に記入： _____】
☐ 作業方法の要因(荷の持ち上げ方、作業計画、作業指揮など)【具体的に記入： _____】
☐ 運行時間の要因(着時間、休憩時間など)【具体的に記入： _____】
☐ その他の要因(作業員の健康など)【具体的に記入： _____】

問A-6. 被災した労働者は、保護帽・手袋を着用し、使用していましたか。また、どのようなものでしたか。

保護帽	☐	未着用・不使用	☐	着用・使用【具体的に記入： 】
手袋	☐	未着用・不使用	☐	着用・使用【具体的に記入： 】

問A-7. 被災した労働者が使用していた履物はどのようなものでしたか。

履物	☐	安全靴	☐	耐滑性のある靴(安全靴除く)	☐	運動靴	☐	スリッパ・サンダルなど
	☐	その他【具体的に記入： 】						

問A-8. 災害発生時、被災した労働者が使用していた車両の種類と最大積載量はどれですか。

種類	☐	平ボディ	☐	ウイング車	☐	バンボディ(ウイング車を除く)・保冷車
	☐	テールゲート車	☐	クレーン車	☐	トレーラー(トラクター)
	☐	タンクローリー	☐	その他【具体的に記入 】		
最大積載量	☐	5トン以上	☐	5トン未満	☐	その他【具体的に記入： 】

B 貴事業場における荷役作業の安全対策について、労働災害の発生前と発生後、それぞれに当てはまる項目の太枠内に○を記入してください。

問B-1. 荷役災害防止のための担当者を指名しましたか。

発生前	☐	指名していなかった	☐	指名していた
発生後	☐	指名していない	☐	指名した

問B-2. 荷役作業を行う労働者(運転者を含む)に対し、荷役作業の安全衛生教育を実施しましたか。

発生前	☐	実施していなかった	☐	実施していた 【教育時間 一人あたり 時間】
発生後	☐	実施していない	☐	実施した 【教育時間 一人あたり 時間】

問B-3. 荷役作業について、リスクアセスメントを実施しましたか。

発生前	☐	実施していなかった	☐	実施していた
発生後	☐	実施していない	☐	実施した

問B-4. 荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場において行う荷役作業の「有無」、「内容」、「役割分担」について、荷主等へ事前に確認しましたか。

発生前	☐	確認していなかった	☐	確認していた 【確認方法： 】
発生後	☐	確認していない	☐	確認した 【確認方法： 】

問B-5. 不安全な荷役作業や厳しい着時間設定について、荷主等に対し改善を求めましたか。

発生前	☐	求めていなかった	☐	求めていた
発生後	☐	求めていない	☐	求めた

問B-6. 荷役作業の内容に応じて、安全対策を講じましたか。

発生前	☐	講じていなかった	☐	講じていた
発生後	☐	講じていない	☐	講じた

問B-7. 運転者に荷役作業を行わせる場合、運転者の疲労に配慮した運行計画を設定しましたか。

発生前	☐	設定していなかった	☐	設定していた
発生後	☐	設定していない	☐	設定した

調査表（ 荷主、配送先、元請事業者用 ） 平成 年 月 日提出

本調査表は、貴事業場構内等において、陸運事業者の労働者が荷役作業中に被災した労働災害について調査するものです。所要事項を記載の上、労働基準監督署宛に提出していただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

貴事業場名				貴事業場の業種	
住所		労働者数	人	災害発生日	平成 年 月 日

A 労働災害発生時、貴事業場は以下のうちどれに該当しましたか。

☐ 発荷主(荷を送る側)	☐ 着荷主(荷を受け取る側・配送先)	☐ 陸運元請事業者
-------------------------------------	---	----------------------------------

B 貴事業場における荷役作業の安全対策について、労働災害の発生前と発生後、それぞれに当てはまる項目の太枠内に○を記入してください。

問B-1. 荷役災害防止のための担当者を指名しましたか。

発生前	☐	指名していなかった	☐	指名していた
発生後	☐	指名していない	☐	指名した

問B-2. 指名した荷役災害防止のための担当者に対し、安全衛生教育を実施しましたか。

発生前	☐	実施していなかった	☐	実施していた
発生後	☐	実施していない	☐	実施した

問B-3. 貴事業場構内等での荷役作業の「有無」、「内容」、「役割分担」について、

陸運事業者へ事前に通知しましたか。また、どのように通知しましたか。

発生前	☐	通知していなかった	☐	通知していた	☐	運送引受書など	☐	安全作業連絡書
				どのように？→	☐	その他【		】
発生後	☐	通知していない	☐	通知した	☐	運送引受書など	☐	安全作業連絡書
				どのように？→	☐	その他【		】

問B-4. 安全な作業手順を省略されないよう、弾力的な荷の着時間を設定しましたか。

発生前	☐	設定していなかった	☐	設定していた
発生後	☐	設定していない	☐	設定した

問B-5. 陸運事業者からの荷役作業の安全に関する改善要望に対し、改善につなげましたか。

発生前	☐	改善のため対応していなかった	☐	改善につなげていた	☐	要望がなかった
発生後	☐	改善のため対応していない	☐	改善につなげた	☐	要望はない

問B-6. 荷役作業場所の巡視・点検を実施しましたか。

発生前	☐	実施していなかった	☐	実施していた
発生後	☐	実施していない	☐	実施した

問B-7. 陸運事業者が不安全な方法で荷役作業を行っていた際、改善を求めましたか。

発生前	☐	求めていなかった	☐	求めていた
発生後	☐	求めていない	☐	求めた

問B－8. 貴事業場で、陸運事業者が行う荷役作業についてのリスクアセスメントを実施しましたか。

発生前	☐	実施していなかった	☐	実施していた
発生後	☐	実施していない	☐	実施した

問B－9. 荷役作業を行う場所について、安全な荷役作業が行える状況に保持しましたか。

発生前	☐	保持していなかった	☐	保持していた
発生後	☐	保持していない	☐	保持した

C 貴事業場が実施した具体的な改善について、労働災害の発生前と発生後、それぞれに当てはまる項目の太枠内に○を記入してください。

問C－1. 荷役作業場所・移動経路の改善について(複数選択可)

↓ 発生前

↓ 発生後

荷役作業に必要な広さの確保	☐	していた	☐	した
荷役作業に十分な人員の確保	☐	していた	☐	した
荷役作業場所の床の凹凸や段差の改善	☐	していた	☐	した
床面の防滑対策の実施	☐	していた	☐	した
照明の照度の改善	☐	していた	☐	した
荷役作業場所の混雑の緩和	☐	していた	☐	した
整理整頓の実施	☐	していた	☐	した
雨風の当たらない荷役作業場所の確保	☐	していた	☐	した
安全な通路の確保	☐	していた	☐	した
通路の死角部分へのミラー設置	☐	していた	☐	した
その他の対策 【具体的に記入：	☐	していた	☐	した
】				

問C－2. 墜落危険個所の改善について(複数選択可)

↓ 発生前

↓ 発生後

墜落防止柵の設置	☐	していた	☐	した
昇降設備の設置、踏み台・昇降用具の用意	☐	していた	☐	した
安全帯を取付ける設備の設置	☐	していた	☐	した
その他の対策 【具体的に記入：	☐	していた	☐	した
】				

問C－3. 荷役運搬機械などの改善について(複数選択可)

↓ 発生前

↓ 発生後

安全な荷役運搬機械(フォークリフト、クレーン、コンベアなど)の用意	☐	していた	☐	した
安全な荷役運搬用具(台車など)の用意	☐	していた	☐	した
その他の対策 【具体的に記入：	☐	していた	☐	した
】				

問C－4. その他(複数選択可)

↓ 発生前

↓ 発生後

休憩設備の設置	☐	していた	☐	した
安全な作業方法などについて、陸運事業者と協議する場の設定	☐	していた	☐	した
その他の対策 【具体的に記入：	☐	していた	☐	した
】				